

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年4月28日
【事業年度】	第3期（自平成27年2月1日至平成28年1月31日）
【会社名】	サンバイオ株式会社
【英訳名】	SanBio Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 敬太
【本店の所在の場所】	東京都中央区明石町8番1号
【電話番号】	(03)6264-3481(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 角谷 芳広
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町8番1号
【電話番号】	(03)6264-3481(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 角谷 芳広
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月
事業収益 (千円)	204,286	3,229,211	1,174,644
経常利益又は経常損失 () (千円)	587,059	2,228,546	1,172,401
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	589,454	1,736,265	988,397
包括利益 (千円)	541,933	1,700,574	980,865
純資産額 (千円)	1,962,836	87,294	6,366,509
総資産額 (千円)	474,400	1,755,057	8,271,017
1株当たり純資産額 (円)	51.32	2.22	142.66
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 () (円)	15.41	44.31	22.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	413.8	5.0	77.0
自己資本利益率 (%)	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	111,534	218,504	1,362,083
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	523,339	480,411	436,199
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	445	1,373,845	7,402,223
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	438,607	1,228,551	6,887,802
従業員数 (人)	12	13	23
(外、平均臨時雇用者数)	(0)	(0)	(0)

(注) 1. 事業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第1期及び第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は期中を通じて非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第1期及び第2期の自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスのため記載しておりません。

5. 第1期及び第2期において、株価収益率は、当社株式が期中を通じて非上場であるため、記載しておりません。

6. 第3期の自己資本利益率、株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

7. 当社は、平成25年12月31日付で普通株式1株につき1,529.8株の株式分割を行っております。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月
事業収益 (千円)	-	-	-
経常損失 () (千円)	50,518	226,727	465,713
当期純損失 () (千円)	50,582	227,011	466,899
資本金 (千円)	2,500	89,573	3,806,973
発行済株式総数 (株)	38,245,277	39,620,484	44,621,741
純資産額 (千円)	48,082	100,126	6,867,642
総資産額 (千円)	61,714	1,696,392	8,125,883
1株当たり純資産額 (円)	1.26	2.55	153.89
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	1.32	5.79	10.71
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	77.9	6.0	84.5
自己資本利益率 (%)	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-
従業員数 (人)	1	2	5
(外、平均臨時雇用者数)	(0)	(0)	(0)

- (注) 1. 第1期及び第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は期中を通じて非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第1期及び第2期において、株価収益率は、当社株式が期中を通じて非上場であるため、記載しておりません。
5. 第3期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 当社は、平成25年12月31日付で普通株式1株につき1,529.8株の株式分割を行っております。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり純損失金額を算定しております。
8. 第1期の財務諸表については、平成25年2月27日から平成26年1月31日までであります。

(参考情報) サンバイオグループの経営指標等

当社は、平成26年1月に、当時当社の親会社であるSanBio, Inc. (米国)と、当社の子会社であるSanBio Merger Sub, Inc. (米国)との間で、SanBio, Inc.を吸収合併消滅会社、SanBio Merger Sub, Inc.を吸収合併存続会社とし、その対価として当社の普通株式をSanBio, Inc.の株主に割当交付する三角合併を実施したことにより、SanBio, Inc.を完全子会社化しております。吸収合併存続会社であるSanBio Merger Sub, Inc.は合併後にSanBio Inc.へと社名を変更しております。

参考として、親会社であったSanBio, Inc.の経営指標等を掲載いたします。第10期及び第11期についてはSanBio, Inc.の連結経営指標等であり、第12期及び第13期についてはSanBio, Inc.の経営指標等であります。なお、第13期については平成25年2月1日から合併前日の平成25年12月31日までの11カ月間の数値であります。

回次	(連結経営指標等)		(単体経営指標等)	
	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成23年1月期	平成24年1月期	平成25年1月期	平成25年12月期
事業収益	(ドル) 14,795 (千円) 1,750	145,205 17,170	30,000 3,548	1,336,622 158,056
経常損失()	(ドル) 3,897,635 (千円) 460,895	4,970,268 587,734	6,659,396 787,474	5,355,614 633,301
当期純損失()	(ドル) 3,897,635 (千円) 460,895	4,970,268 587,734	6,659,396 787,474	5,386,037 636,899
資本金	(ドル) 34,805,712 (千円) 4,115,775	34,805,712 4,115,775	35,259,480 4,169,433	35,263,710 4,169,934
発行済株式総数	(株)	37,656,098 37,706,098	37,822,201	38,245,277
純資産額	(ドル) 1,344,303 (千円) 158,964	6,202,842 733,486	13,486,564 1,594,786	18,868,369 2,231,185
総資産額	(ドル) 5,091,016 (千円) 602,013	12,424,383 1,469,183	5,707,411 674,901	5,266,582 622,773
1株当たり純資産額	(ドル) 0.04 (円) 4	0.16 19	0.36 42	0.49 58
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額)	(ドル) (-) (円) - (-)	(-) (-)	(-) (-)	(-) (-)
1株当たり当期純損失金 額()	(ドル) 0.10 (円) 12	0.13 16	0.18 21	0.14 17
潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額	(ドル) - (円) -	- -	- -	- -
自己資本比率	(%)	26.4 49.9	236.3	358.3
自己資本利益率	(%)	-	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	12 (0)	12 (0)	13 (0)

(注) 1. 「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第132条の規定に基づき平成27年1月末日現在のTTMに基づき、1米ドル118.25円で換算された金額であります。この換算は、本書を読む投資者の便宜のためのものであり、その金額が上記の相場で実際に日本円に交換されたり、交換できたであろうというように解するべきものではありません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、同社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 株価収益率については、同社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 第10期及び第11期の連結財務諸表、並びに第12期及び第13期の財務諸表については、監査を受けておりません。

2【沿革】

サンバイオ株式会社の沿革は次のとおりであります。

平成25年2月	医療関連技術の研究開発、研究開発の受託、並びに開発技術の特許販売などを目的として東京都千代田区麹町に資本金2,500千円で当社を設立
平成25年10月	子会社としてSanBio Merger Sub, Inc.（米国）を設立
平成25年12月	本店を東京都港区海岸に移転
平成26年1月	当社の親会社（当時）であるSanBio, Inc.と、当社の子会社であるSanBio Merger Sub, Inc.との間で、SanBio, Inc.を吸収合併消滅会社、SanBio Merger Sub, Inc.を吸収合併存続会社とし、その対価として当社の普通株式をSanBio, Inc.の株主に割当交付する三角合併を実施したことにより、SanBio, Inc.を完全子会社化する。吸収合併存続会社であるSanBio Merger Sub, Inc.は合併後にSanBio Inc.へと社名を変更する。
平成26年12月	本店を東京都中央区明石町に移転
平成27年4月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場

SanBio, Inc.の沿革は次のとおりであります。

平成13年2月	カリフォルニア州に資本金100千米ドルで設立
平成14年11月	よこはまティーエルオー株式会社より、現在の開発品の基本技術となっている基本シーズに係る知的財産の譲渡を受ける。
平成21年12月	[SB623(注)]日本における慢性期脳梗塞用途の専用実施権許諾契約（Exclusive License Agreement）を帝人株式会社と締結
平成22年5月	[SB623]脳梗塞分野において、米国食品医薬品局（Food and Drug Administration）から臨床試験開始の承認を取得
平成22年9月	[SB623]米国及びカナダにおける慢性期脳梗塞用途のオプション契約を大日本住友製薬株式会社と締結
平成23年1月	[SB623]脳梗塞分野において、臨床試験（フェーズ / a）を開始
平成25年5月	[SB623]外傷性脳損傷分野において、米国食品医薬品局から臨床試験開始の承認を取得
平成25年8月	[SB623]脳梗塞分野において、臨床試験（フェーズ / a）の全患者の18名に投与完了
平成26年1月	SanBio, Inc.と、当社の子会社であるSanBio Merger Sub, Inc.との間で、SanBio, Inc.を吸収合併消滅会社、SanBio Merger Sub, Inc.を吸収合併存続会社とし、その対価として当社の普通株式をSanBio, Inc.の株主に割当交付する三角合併の実施により、当社の完全子会社となる。
平成26年6月	[SB623]米国食品医薬品局より、フェーズ / a(臨床試験)の終了及びフェーズ bの実施承認を取得
平成26年9月	[SB623]米国及びカナダにおける慢性期脳梗塞用途の共同開発及びライセンス契約(Joint Development and License Agreement)を大日本住友製薬株式会社と締結
平成27年10月	[SB623]外傷性脳損傷分野において、臨床試験(フェーズ)を開始
平成27年12月	[SB623]脳梗塞分野において、臨床試験(フェーズ b)を開始

(注)再生細胞薬SB623は、神経機能を再生する作用を持った治療薬であり、体の自然な再生プロセスを促進させ、失われた運動機能、感覚機能、及び認知機能を再生いたします。

3【事業の内容】

(1) 当社の事業領域

当社グループ（以下、当社及び連結子会社SanBio, Inc.（米国カリフォルニア州マウンテンビュー市）の2社を指します。）は「再生細胞薬の開発を通じて、アンメットメディカルニーズ（未だ有効な治療法がない治療ニーズ）を充たし、ステークホルダーにとっての価値を創造する」ことをコーポレート・ミッションに掲げ、SanBio, Inc.を研究開発の主たる拠点として再生細胞薬の研究、開発、製造及び販売を手掛ける再生細胞事業を展開しております。

再生細胞薬とは

当社グループが手掛ける再生細胞薬は、病気・事故等で失われた身体機能の自然な再生プロセスを誘引ないし促進させ、運動機能、感覚機能、認知機能を再生させる効能が期待される医薬品であります。

当社グループでは、主に脳神経に係る疾患（眼科を含む）における、慢性期脳梗塞（発症後6カ月が経過した脳梗塞）、慢性期外傷性脳損傷、加齢黄斑変性、網膜色素変性、脊髄損傷、パーキンソン病、アルツハイマー病等のアンメットメディカルニーズのある高い疾患を対象とした治療薬の販売を目指しております。

例えば、当社グループが治療薬の開発を進めている慢性期脳梗塞では、これまでリハビリやリハビリ補助機器等による理学療法による対処が主流とされてきた疾患であり、麻痺、半身不随等が残った場合の有効な治療薬は存在していませんでした。

このような領域において再生細胞薬による治療法を確立することで、世界中の前記の疾患を抱えた患者の身体機能の改善に寄与することが当社グループのミッションであります。

(2) 事業の内容

当社グループは、当社と連結子会社SanBio, Inc. (米国カリフォルニア州マウンテンビュー市)の2社により構成されています。当社設立は平成25年2月ですが、SanBio, Inc.は平成13年2月の設立以降、一貫して再生細胞薬の研究開発を進めております。現在も同社が研究開発の主たる拠点となっており、米国において研究開発のための研究機関、大学病院、研究/製造受託機関、アドバイザー等とのネットワークを構築しております。

主な提携研究機関：スタンフォード大学、ピッツバーグ大学、ノースウェスタン大学

主なアドバイザー：米国食品医薬局(元)長官、スタンフォード大学(元)学長、米国国立衛生研究所(NIH)老化研究所(元)所長、間葉系幹細胞発見者

当社グループは、大学等の研究機関から導入した技術を当社グループにおいて製造開発、非臨床試験、臨床試験等を実施し、医薬品の販売網を有するパートナー製薬会社が開発権及び販売権をライセンス許諾することで(A)契約一時金、(B)マイルストーン収入、(C)開発協力金、(D)ロイヤルティ収入及び(E)製品供給に係る収入を得るビジネスモデルとなっております。収入形態の内容は以下のとおりであります。

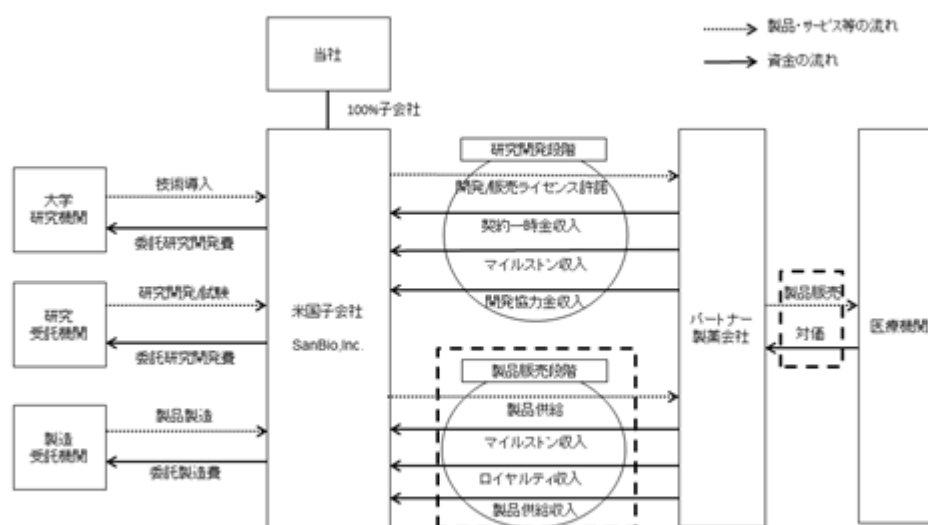
なお、上記のライセンス許諾のタイミングは、安全性と有効性を確認する(Proof of concept)段階まで開発を進めた時点を想定しております。

当社グループの収入形態

	収入形態	内容
A	契約一時金	ライセンス許諾の契約時の一時金として得られる収入。
B	マイルストーン収入	開発進捗に応じて設定したいくつかのマイルストーンを達成するごとに一時金として得られる収入。上市後は予め設定した売上マイルストンの達成ごとに一時金として得られる収入。
C	開発協力金	開発費用のうち、ライセンスアウト先負担分として得られる収入。
D	ロイヤルティ収入	製品売上のうち、ロイヤルティとして一定割合を得られる収入。
E	製品供給収入	製品供給の対価として得られる収入。

当社グループの収入は、開発段階においては、(A)契約一時金、(B)マイルストーン収入、(C)開発協力金のいずれか、又はすべてで構成されます。製品上市後は、売上マイルストーンに関する(B)マイルストーン収入のほか、(D)ロイヤルティ収入及び(E)製品供給収入が当社グループの主な収入形態となります。(D)及び(E)は製品売上の一定割合として支払われるため、製品売上に比例的に伸長することになります。

事業系統図



点線枠内は当社グループとパートナー製薬会社(大日本住友製薬株式会社及び帝人株式会社)との間で締結した契約に基づき、当社グループの製品販売段階において発生する取引であります。本書提出日現在当社グループ製品は研究開発段階にあり、販売は開始されていないため、当該取引は発生していません。

(3) 開発の状況

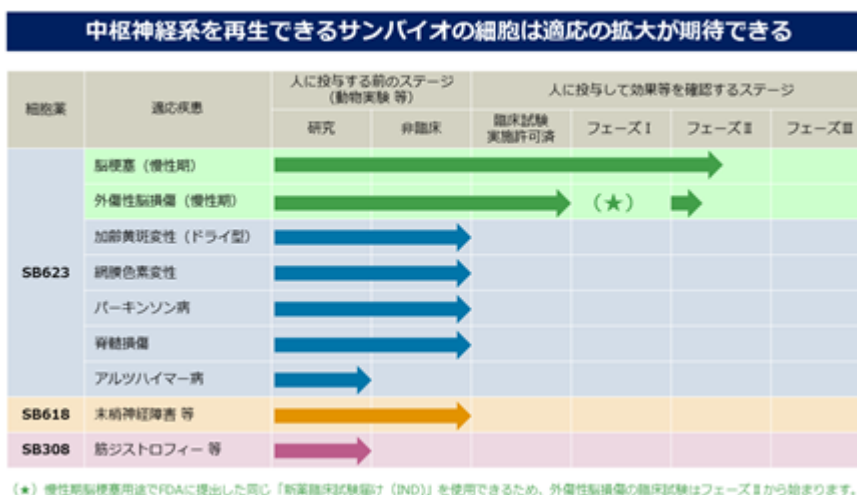
当社グループが手掛ける再生細胞薬

当社グループが開発を進める再生細胞薬はSB623（神経再生細胞、適応疾患は慢性期脳梗塞、慢性期外傷性脳損傷、加齢黄斑変性、網膜色素変性、脊髄損傷、パーキンソン病、アルツハイマー病等）、SB618（機能強化型・間葉系幹細胞、適応疾患は末梢神経障害等）、SB308（筋肉幹細胞、適応疾患は筋ジストロフィー等）の3種類であります。

現在、SB623の慢性期脳梗塞用途および慢性期外傷性脳損傷用途の開発が北米において進捗しております。SB623慢性期脳梗塞用途についてはライセンス先の大日本住友製薬株式会社との共同開発を進めており、平成27年12月にフェーズ bの臨床試験が開始され、翌平成28年3月には最初の被験者への投与が実施されております。また、同じくSB623の慢性期外傷性脳損傷用途についても、米国にて、平成27年10月にフェーズ aの臨床試験を開始しました。

当社グループでは、バックアップとなりうる製品を用意しつつも、主たる製品候補である再生細胞薬SB623（神経再生細胞）に経営資源を集中していくことが事業上で最適と考えており、SB623の適用拡大を図ることを最優先に開発を進める方針です。

開発パイプライン



SB623の概要

SB623は神経機能を再生する作用を持つ治療薬であります。体の自然な再生プロセスを促進させ、失われた運動機能、感覚機能及び認知機能の再生をターゲットとしております。

再生細胞薬は、患者本人の細胞を処理して再度患者に戻す形態の医療サービス（自家移植の再生医療）ではなく、健康なドナーから採取した細胞を加工・培養して均質な細胞を大量製造して製品化した他家由来の医薬品であります。同一の製品で多くの患者を同様に治療できるため、製品認可取得後には迅速な普及が見込まれます。健常者の骨髓液から得られるMarrow Adherent Stem Cells (MASC細胞)に、Notch-1遺伝子を一過性に導入し、さらに培養して得られる細胞を分注して凍結保存した神経再生細胞が最終製品SB623です。当社グループでは一人の健常者の骨髓液から患者数千人分の最終製品を製造可能な技術を確認しております。

SB623は慢性期脳梗塞等の脳神経疾患の場合には、定位脳手術と呼ばれる既に脳神経外科では広く普及した手技により、局所麻酔で安全に投与可能であります。長期入院も不要で、臨床試験で被験者は一日入院し、投与翌日には退院しております。投与に当たっては免疫抑制剤も不要で、通常の医薬品と同様に、同一の製品を全ての患者を対象に使用することが可能であります。

作用メカニズムについては、複合的な作用で神経機能の再生を促進しているものと考えられます。投与したSB623は、投与後約1～2カ月間の比較的早い時期に液性の神経栄養因子や不溶性の細胞外マトリクスを分泌することで、体の自然な再生プロセスを促進させていると考えられます。具体的には(A)神経保護(神経細胞をまもる)、(B)神経新生(神経細胞をつくる)、(C)血管新生(血管をつくる)、(D)抗炎症(炎症を抑える)、(E)パイオリッジの形成(成人の脳の奥深いところに僅かに存在する神経細胞の元である神経幹細胞を誘引ないしは増幅する)等複合的に作用することを示唆するデータが確認されております。

特に、上記作用メカニズムのうち(E)については、通常、脳が損傷を受けた場合、損傷部位で新たに神経細胞が作られることはありませんが、同じ条件下でSB623を損傷部周辺に移植すると、その作用により、脳の奥深くに僅かに存在していた神経幹細胞が誘引ないしは増幅され損傷部位まで到達できるようになります。この結果、損傷部位で新たな神経細胞が作られることとなります。こうした作用データが動物試験において確認されております。

SB623 慢性期脳梗塞の開発状況

SB623 慢性期脳梗塞プログラムの概要

脳卒中は、脳の血管が詰まったり（脳梗塞）、破れたりして（脳出血）、その先の細胞に栄養が届かなくなり、細胞が死んでしまう疾患であります。

脳梗塞は、発作後数時間までの急性期を過ぎるとリハビリ以外に対処方法が無く、さらに6カ月を過ぎ慢性期に入ると大半の場合、それ以上の改善を期待することはできないとされています。

SB623は、脳梗塞の発作後、慢性期に入り、他に有効な治療法の存在しない症状の改善を狙うアンメットメディカルニーズを満たす医薬品として期待されています。

臨床試験の状況

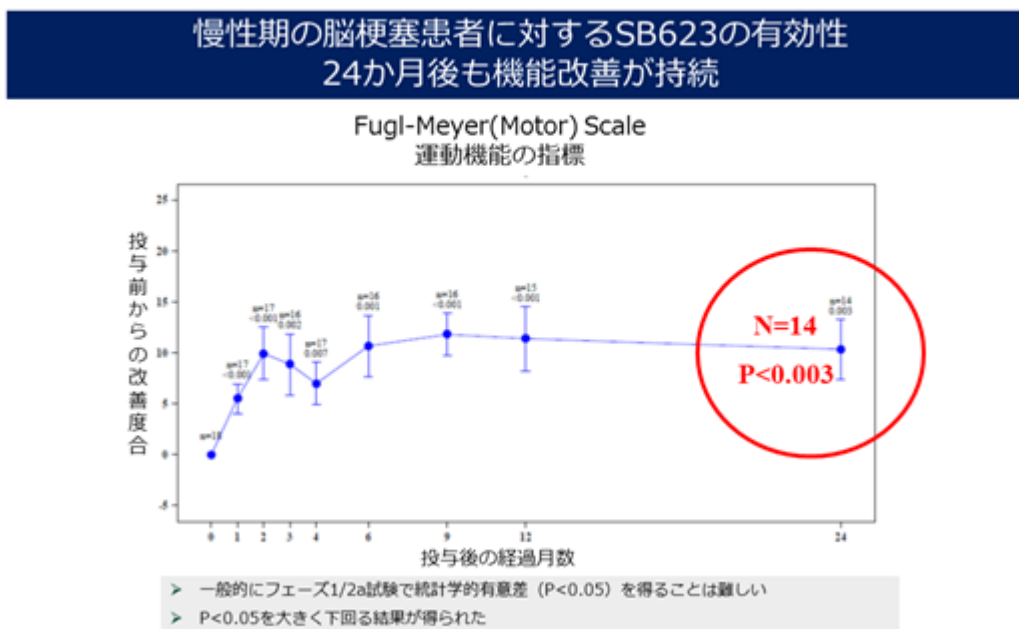
当社グループでは、平成23年より、慢性期の脳梗塞患者に対して、SB623の安全性と有効性を確認するためのフェーズ 1 / a臨床試験（フェーズ 1 とフェーズ 2 の一部を同時に行い、再生細胞薬の安全性と有効性を同時に確認したため、フェーズ 1 / aとしています。）を実施し、平成26年2月に投与後6カ月の効果測定が完了しました。この結果、SB623に起因する重篤な副作用は認められないこと（安全性）と脳梗塞患者の運動機能が改善したこと（有効性）が確認されました。その後、次の臨床試験のステップ（フェーズ 2 b）への準備を進めておりましたが、平成27年12月に156人を対象とするフェーズ 2 bを開始し、翌平成28年3月には最初の被験者への投与が開始されました。現在、フェーズ 2 bの早期完了を目指し開発を加速しているところです。

下図は米国で慢性期脳梗塞を対象に行ったフェーズ 1 / aの臨床試験の結果の一部を、リハビリなどで運動機能の効果を測定する際に使われる代表的な指標Fugl-Meyer Motor Scale（フューゲルマイヤー運動機能）を使ってまとめたものです。

横軸はSB623投与後の経過月数、縦軸は運動機能の改善度合いであります。縦軸に示された数値が高くなるほど、機能改善の度合いが大きいことを示しております。

投与前と投与後の機能改善例として、車いすが必要な患者が歩けるようになった、動かなかった腕が上がるようになった、うまく話すことができなかった患者がスムーズに話すことができるようになった等の事例が確認されております。

脳梗塞フェーズ1/2aの24か月経過データ（2016年2月現在）



本フェーズ 1 / a臨床試験に続き、平成27年12月には、北米でのライセンス先である大日本住友製薬株式会社との共同開発によるフェーズ 2 b臨床試験を開始し、翌平成28年3月には最初の被験者への投与を開始しております。

その他のパイプラインの開発状況

SB623慢性期外傷性脳損傷プログラム

SB623は神経機能の再生を促すことから、慢性期脳梗塞以外にも、脳神経系の多くの疾患への適応が見込まれます。とりわけ外傷性脳損傷については、受傷直後こそ症状は異なりますが、慢性期においては、脳梗塞とよく似た症状であるとともに、投与方法なども脳梗塞と同様の方法を採用できるといった点もあり、神経機能の再生を促すSB623の次の適応として可能性が高い疾患です。

外傷性脳損傷は、交通事故や転倒などで頭に強い衝撃が加わり、脳が傷つくことによって起こる疾患であります。脳の損傷によって、半身の麻痺や感覚障害・記憶障害等の高次脳機能障害症状が起こります。外傷性脳損傷ではリハビリ等による改善を期待できる期間は脳梗塞に比べてやや長いものの、損傷後1年程度にとどまり、それを超えると有効な治療法が存在しないとされています。

当社グループでは、慢性期脳梗塞用途のフェーズ / aにおいてSB623の安全性が示唆されたことで、外傷性脳損傷を対象とした臨床試験については、フェーズ をスキップしたフェーズ を平成27年10月に開始しております。

なお、SB623の外傷性脳損傷用途ではPOCまで自社で開発を進めたのち、製薬会社にライセンスアウトする方針であるため、現段階においては、開発及び販売に係る権利は当社グループでのみ留保しております。

SB623網膜疾患プログラム

SB623は強い神経保護作用を持つことから、網膜疾患への適用も期待されます。

対象となる網膜疾患の主なものとしては、加齢黄斑変性、網膜色素変性、緑内障などがあげられます。これらのうち、当社グループで最初に取り組んでいるのは加齢黄斑変性であります。カメラでいえば光を感知するフィルムに相当する膜が網膜ですが、この中心部に黄斑とよばれる部分があり、ものを見るときに大切な働きをしております。加齢にともなって黄斑が異常をきたし、徐々に網膜の細胞が減ってしまう結果、視力が低下していくのがドライ型加齢黄斑変性であります。患者数が多い一方、有効な治療法が存在せず、新たな治療法の確立が期待されております。

平成26年1月に、網膜疾患の動物試験の結果をもとに、米国食品医薬局とINDミーティングを実施いたしました。現在はドライ型加齢黄斑変性を対象疾患として、臨床試験の実施許諾に必要な非臨床試験を実施しております。

網膜疾患用途では初期臨床試験段階まで自社で開発を進めつつ製薬会社にライセンスアウトする方針であるため、現段階において、開発及び販売に係る権利は当社グループでのみ留保しております。

SB623その他の疾患への展開

パーキンソン病、脊髄損傷では動物試験で良好な結果が得られており、今後は臨床試験の実施許諾に向けて必要な追加試験を実施いたします。アルツハイマー病等その他の疾患については動物試験において適応可能性について検討してまいります。

その他の用途においても、初期臨床試験段階まで自社で開発を進めつつ製薬会社にライセンスアウトする方針であるため、現段階において、開発及び販売に係る権利は当社グループでのみ留保しております。

SB618

再生細胞薬SB618もSB623と同様、神経機能を再生する作用を持った治療薬であります。SB618はSB623とは異なった特性を持っており、機能強化型の間葉系幹細胞と考えられます。

SB618は健康者の骨髓液を原料として独自の製法で大量培養し、分注して凍結保存することで最終製品となります。この点はSB623と同様ですが、途中の製法が異なります。骨髓液からMASC細胞を得るまでの、SB623と共有した上流の製造プロセスのあと、レチノイン酸や複数のサイトカインを添加しさらに培養いたします。このプロセスにより間葉系幹細胞の性質が変化し、SB618の独自性を生むものと考えられます。SB618は、これまでに、末梢神経障害、脊髄損傷について動物試験での効果が確認されており、末梢神経障害、脊髄損傷、多発性硬化症などを対象に開発を進めております。

SB308

再生細胞薬SB308は骨髓由来の筋肉幹細胞であります。未だ研究段階ですが、将来的には筋ジストロフィーなどの疾患への応用を視野に開発を進めます。

筋ジストロフィーは、筋肉が壊死・変性し、次第に筋力低下が進行して行く病気です。その中でも最も多いデュシェンヌ型筋ジストロフィーは、筋肉の細胞骨格をつくるジストロフィンが遺伝子異常により作られなくなってしまうことにより起こります。有効な治療法は存在せず、筋力低下による呼吸障害や、心臓の機能障害により若くして亡くなるケースが大半を占めます。SB308は、筋ジストロフィーの動物試験で、その応用可能性が示唆されています。

パートナー製薬会社との契約の締結状況

当社グループでは、SB623の慢性期脳梗塞用途の開発、製造並びに販売について、大日本住友製薬株式会社と米国及びカナダにおける共同開発契約及び販売権に係る契約を締結しており、製品販売前の臨床試験段階における当社グループの収入形態及び製品販売段階における販売権の取り決めがなされております。また、日本においてはSB623の慢性期脳梗塞用途について帝人株式会社と開発権及び販売権に係る契約を締結しております。

大日本住友製薬株式会社との契約の概要

平成26年9月に締結しました当社グループと大日本住友製薬株式会社との契約により、当社グループは米国及びカナダにおけるSB623慢性期脳梗塞用途の開発・販売権を大日本住友製薬株式会社にライセンス許諾しました。

当該契約に基づき、今後は、SB623慢性期脳梗塞用途の当該地域における開発費用は当社グループ、大日本住友製薬株式会社それぞれが一定割合を分担し、また販売に係る費用は大日本住友製薬株式会社が全額を負担することになります。また、契約締結時の契約一時金に加え、開発段階では、(A)契約一時金、(B)マイルストーン収入、(C)開発協力金の合計額が当社グループの収入となり、製品上市後は、売上マイルストーンに関する(B)マイルストーン収入のほか、(D)ロイヤルティ収入及び(E)製品供給収入の合計額が当社グループの収入となる見込みであります。

帝人株式会社との契約の概要

平成21年12月に締結しました当社グループと帝人株式会社との契約により、当社グループは日本におけるSB623慢性期脳梗塞用途の開発・販売権を帝人株式会社にライセンス許諾しました。

当該契約に基づき、SB623慢性期脳梗塞用途の日本における開発・販売の全ての費用を帝人株式会社が負担します。また、当該ライセンス許諾の対価として、製品上市後は、製品売上のうちの一定割合が(D)ロイヤルティ収入として当社グループに支払われるほか、製品供給権は当社グループで保有したままとし、製品上市後の製品売上の一定割合が(E)製品供給収入として当社グループに支払われる見込みであります。

今後は、SB623の慢性期脳梗塞用途のその他の地域の開発権及び販売権、並びに外傷性脳損傷等、その他用途の世界各地における開発権及び販売権について、パートナー製薬会社との提携を検討してまいります。

(4) 事業の特徴

収益性の確保に向けた取り組み

() 他家(たか)移植であること

一般に再生医療は、自家(じか)移植と他家(たか)移植に分けられます。

自家移植の再生医療は、患者の細胞を処理して再度患者本人に戻す形態の治療法であります。この場合、細胞調整に手間がかかる、個人間のばらつきが大きくなる、費用が高額化する等、実用化に当たっての課題が存在しております。一方、当社グループが手掛ける再生細胞薬は、他家移植であり、ドナー(細胞提供者)の細胞を処理し、均質の細胞を量産化した医薬品であり、同一の製品で多くの患者を治療できるモデルとなっております。

() 量産化技術が確立されていること

ドナーの骨髄液を大量に培養して、均質な製品を製造し、これを凍結保存して輸送し、融解して投与できる技術が確立されており、製品販売後の量産化に対応できる段階に達しております。

なお、当社グループの再生細胞薬は、骨髄液を細胞源としているため、増殖性の高いES細胞やiPS細胞由来の細胞と比較してがん化のリスクが低く、安全性に優れていると認識しております。また、骨髄液は健常者から取得することが一般的となっていることもあり、大半が受精卵の破壊を伴うES細胞由来または中絶を伴う胎児由来の細胞を使用し倫理的な点が懸念されるのに対して、骨髄液由来のSB623はそうした問題もなく臨床現場で抵抗なく受け入れられるものと期待しております。

() 製品供給権が確保されていること

他社からライセンス導入して研究開発を行う創薬ベンチャー企業の場合、多くはパートナー製薬会社が製造を担い、自社で製品供給権を保有していないため、製品販売後は製品販売に伴うロイヤルティ収入のみとなります。

一方、当社グループの再生細胞薬は、他社からのライセンス導入品ではなく、基礎段階から自社で研究開発を行ってきた当社独自の製品となっております。

そのため、当社グループでは、パートナー製薬会社との関係において製品の製造を担うため、製品販売後は製品販売に伴う(D)ロイヤルティ収入に加え、製品供給の対価として支払われる収入を獲得することについて契約上の取り決めがなされております。

対象となる患者数の多さ

当社グループが手掛ける再生細胞薬は、世界的に旧来の医療では対応できなかった(アンメットメディカルニーズのある)中枢神経系領域の疾患を対象としているため、対象患者数が多いことが見込まれます。例えば、脳卒中(脳梗塞を含む)の患者数は、米国において約680万人(出典:Heart Disease and Stroke Statistics - 2014 Update)、日本において約123万人(出典:平成23年(2011)患者調査)と推計され、このうち一定割合が慢性期脳梗塞の患者と見込まれます。

脳梗塞のほか、外傷性脳損傷、加齢黄斑変性、網膜色素変性、脊髄損傷、パーキンソン病及びアルツハイマー病等、既存の医療・医薬品では対処できない多くの中枢神経系領域の疾患に対して、再生細胞薬は機能の再生を促す新しい治療薬として期待され、製品開発に成功すれば新たな医薬品分野を切り拓くことに貢献できるものと考えております。

開発に必要な知的財産を自己保有

当社グループでは、開発及び製品販売に伴う、収入の極大化を目指すため、再生細胞薬の開発に必要な知的財産を全て自社で取得することを基本方針としており、開発を進めている再生細胞薬（SB623、SB618、SB308）の基本特許は全て取得済みであります。

平成27年3月3日に当社グループの再生細胞薬SB623に関する物質特許（注）が米国において承認されました。当社は、独自の細胞薬「SB623」及びその後続開発品について、物質特許のみならず、製造・用途に係る特許、及び周辺特許も取得しており、今後も引き続き競争力の源泉となる知的財産権確保に努めております。

特許取得地域については、開発を進捗させている米国に加え、今後、開発を進める予定の日本、欧州、中国、カナダ、オーストラリア、香港、イスラエル、シンガポール等にて権利を取得済みであり、世界各地における臨床試験、製造開発、製品販売に向けた基盤の整備を進めております。

基本特許取得地域

米国、日本、イギリス、ドイツ、デンマーク、アイルランド、スペイン、スイス、ギリシャ、スウェーデン、フランス、ベルギー、オランダ、イタリア、オーストリア、フィンランド、ポルトガル、ポーランド、カナダ、韓国、香港、オーストラリア、中国、シンガポール、イスラエル

今後の展開

当社の主力開発品である神経機能の再生を促す細胞薬SB623については、米国における慢性期脳梗塞用途のフェーズ bが開始しているほか、外傷性脳損傷用途の臨床試験についても、脳梗塞のフェーズ a試験において安全性を示唆するデータが確認されたことから、フェーズ bをスキップして、現在フェーズ cの試験が開始しています。また、地域の拡大については、平成27年7月に本格的に開発を着手することを決定した日本における外傷性脳損傷を対象とした臨床試験について独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）との協議を進展するとともに、臨床試験の実施に向けた準備が進捗しております。今後は、米国において開始した、慢性期脳梗塞用途（被験者156人規模）及び外傷性脳損傷用途（被験者52人規模）の臨床試験の早期患者の組み込み、及び、日本における外傷性脳損傷用途の臨床試験実施に向けて、開発活動を一層加速していく計画です。

このほか、SB623の適応疾患拡大として、すでに動物試験で良好な結果が得られている、網膜変性疾患（加齢黄斑変性、網膜色素変性等）、脊髄損傷、パーキンソン病といった疾患領域に関して、臨床試験の実施許諾に向けて必要な追加試験を実施してまいります。また、将来的には、アルツハイマー病やその他の疾患について、動物試験で適応可能性について検討してまいります。

<用語解説>

番号	用語	意味・内容
1	マイルストーン	医薬品を開発する際に段階的に設定される、開発状況の進捗の節目のこと。
2	ライセンスアウト	自社の開発権、販売権などの権利を他社に使用許諾すること。
3	ロイヤルティ	医薬品販売後に、医薬品の売上高に応じて権利の保有者に支払われる使用料のこと。
4	上市	研究開発を経て承認された新薬を、製品として市場に出すこと。
5	再生細胞薬	病気・事故等で失われた機能を再生する効果を持った細胞医薬品のこと。患者様本人の細胞をプロセスする自家移植と異なり、健常者から提供された細胞を原料に製造される医薬品であり（同種移植）、安価に大量製造できるため、迅速な普及が見込まれるとともに、高収益な事業が実現できるところに特徴がある。
6	細胞調整	ヒト幹細胞等に対して、その細胞の本来の性質を改変しない操作や加工（人為的な増殖、細胞の活性化を目的とした薬剤処理、生物学的特性改変操作など）を施す行為をいう。
7	フェーズ	有効性と安全性を調べるための臨床試験（治験）における段階のこと。フェーズ からフェーズ の3段階がある。
8	米国食品医薬局	食品や医薬品等の許可や取締り等の行政を行う、アメリカ合衆国の政府機関のこと。
9	分注	一定量の少量ずつに分けること。
10	免疫抑制剤	免疫系の活動を抑制するための薬剤。主に拒絶反応の抑制に用いられる。
11	神経栄養因子	神経細胞へ栄養を送り届け、神経の機能の維持や成長などの要因となっているもの。
12	細胞外マトリクス	生体組織のうち細胞以外の部分。単なる構造体でなく、細胞の挙動に多大な影響を与える生物学的機能も有しているもの。
13	パイプライン	新薬誕生に結びつく開発中の医療用医薬品候補化合物（新薬候補）。
14	INDミーティング	Investigational New Drug Exemption。前臨床試験から臨床試験に移行しようとしている新医薬品候補品目について、前臨床試験結果等の情報をまとめた資料、すなわち、臨床試験実施のための申請資料を提出することを指す。臨床試験の開始に際して、INDを提出し、米国食品医薬局より試験実施の承諾を得ることが義務付けられている。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (米ドル)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) SanBio, Inc.	アメリカ合衆国カ リフォルニア州	2,908,950.87	他家幹細胞 を用いた 再生細胞事業	100.0	役員の兼任あり

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄は、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. SanBio, Inc.については、事業収益(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結事業収益に占める割合が10%を超えていますが、単一セグメントである他家幹細胞を用いた再生細胞事業の事業収益に占める当該連結子会社の事業収益の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載は省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
他家幹細胞を用いた再生細胞事業	17(0)
報告セグメント計	17(0)
全社(共通)	6(0)
合計	23(0)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、役員は含みません。なお、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)については、年間の平均人数()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、経営管理部及び経営企画部に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成28年1月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
5	42.0	0.933	9,798,000

セグメントの名称	従業員数(人)
他家幹細胞を用いた再生細胞事業	1(0)
報告セグメント計	1(0)
全社(共通)	4(0)
合計	5(0)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、役員は含みません。なお、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人数()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、経営管理部及び経営企画部に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度（平成27年2月1日～平成28年1月31日）におけるわが国経済は、雇用環境や家計所得の改善に支えられ、緩やかな回復基調が継続しております。米国経済は原油安やドル高など懸念材料はあるものの、景気は内需を中心に底堅く推移しております。

再生医療業界においては、平成26年に施行された再生医療安全性確保法及び改正薬事法によって再生医療の産業促進化が進むなか、平成27年4月には基礎から実用化まで一貫した研究開発の推進を後押しする日本医療開発機構が設立され、日本発の医薬品や医療機器の創出を支援する環境の整備が進展しております。その結果、平成27年9月には初めて再生医薬品に対して条件・期限付き販売承認が下りるなど、再生医療等製品の産業化が現実となりつつあります。

このような環境のなかで、当社グループ（以下、当社及び連結子会社SanBio, Inc.（米国カリフォルニア州マウンテンビュー市）の2社を指します。）は、わが国における再生医療業界への政府主導による追い風を資金調達面においても活かすべく、平成27年4月8日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場いたしました。

当社独自の再生細胞薬「SB623」については、米国において、慢性期脳梗塞を対象とした米国食品医薬品局（FDA）規制下の第Ⅰ相臨床試験（第Ⅰ相と第Ⅱ相の前半を同時に実施）の投与後6カ月の効果測定が平成26年2月に完了し、「SB623」の安全性および効果については統計学的に有意なデータが確認されました。その結果を受け、平成27年12月に、被験者156名を対象とした第Ⅱ相臨床試験の被験者募集を開始いたしました。

また、慢性期外傷性脳損傷プログラムについては、先に行われた慢性期脳梗塞の第Ⅰ相臨床試験で安全性が確認されたことからFDAから第Ⅱ相臨床試験を行わないことの承認を取得し、第Ⅱ相臨床試験からの開始となり、平成27年10月に、被験者52名規模の同試験の被験者募集を開始いたしました。

日本においては、「SB623」の慢性期外傷性脳損傷プログラムの製造販売承認の実現性について調査・検討を進めてまいりましたが、平成27年7月には、当社単独で同プログラムの開発に本格着手することを決定し、現在、臨床試験の実施に向け当局との協議を継続しております。

知的財産権については、平成27年3月3日に当社グループの再生細胞薬SB623に関する物質特許（注）が米国において承認されました。当社は、独自の細胞薬「SB623」及びその後続開発品について、物質特許のみならず、製造・用途に係る特許、および周辺特許も取得しており、競争力の源泉となる知的財産権確保に努めております。

このような状況のなか、北米において大日本住友製薬株式会社と締結している「SB623」の共同開発及びライセンス契約によるマイルストーン収入5百万米ドル及び開発協力金収入等により、当連結会計年度の事業収益は1,174百万円（前連結会計年度比63.6%減）となりました。米国における慢性期脳梗塞を対象とした開発の進捗に応じて提携先企業から受領するマイルストーン収入については、当初10百万米ドル（内訳は、最初の治験施設開設で5百万米ドル、最初の被験者への投与で5百万米ドル）を予定しておりましたが、スクリーニングの進捗や被験者個人のスケジュール等の外部要因により、被験者への投与が期末をまたぐこととなったため、後半の5百万米ドルの収入については来期へずれ込むこととなりました。

費用につきましては、米国における慢性期脳梗塞および外傷性脳損傷の臨床試験実施に係る開発費用を主とする研究開発費用1,695百万円を計上したことから、営業損失は1,125百万円（前連結会計年度は営業利益2,248百万円）となりました。営業外収益としては、為替差益19百万円を計上する一方、新規上場に伴う株式交付費32百万円及び上場関連費用18百万円、支払利息18百万円を計上したことにより、経常損失は1,172百万円（前連結会計年度は経常利益2,228百万円）、当期純損失は988百万円（前連結会計年度は当期純利益1,736百万円）となりました。

なお、当社グループは他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しております。

（注）医薬品の特許には「物質特許」「製法特許」「製剤特許」「用途特許」の4つがあります。物質特許とは物質そのものを保護する特許で医薬品の特許のなかで最も重要で権利範囲の広い特許として取得に大きな費用と時間が必要になります。物質特許を取得できれば、開発した医薬品を独占的に製造・販売することができます。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ5,659百万円増加し、当連結会計年度末には6,887百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動に使用した資金は1,362百万円（前連結会計年度は218百万円の支出）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失1,172百万円の計上によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動に使用した資金は436百万円（前連結会計年度は480百万円の支出）となりました。これは主に、定期預金の預入による支出369百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果獲得した資金は7,402百万円（前連結会計年度は1,373百万円の収入）となりました。これは主に、株式の発行による収入7,327百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社グループは他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	前年同期比 (%)
他家幹細胞を用いた再生細胞事業(千円)	1,174,644	63.6
合計(千円)	1,174,644	63.6

(注) 1. 相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
大日本住友製薬株式会社	3,229,211	100.0	1,174,644	100.0

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループが、日米における再生細胞医薬品「SB623」の製造及び販売の開始を目指すなか、国内においては、再生医療が政府の掲げる成長戦略のひとつに取り上げられました。これにより、再生医療分野における科学・基礎研究に手厚い支援及び助成金の実施がされるとともに、薬事法が改正されて再生医療等製品が新たに規定される等法制度の見直しも始まり、再生医療促進化の期待が高まっております。このような環境のなかで、当社グループは、次の対処課題に取り組んでまいります。

(1) SB623脳梗塞及び外傷性脳損傷プログラムの日米における承認取得、及び販売開始

現在、北米でのSB623脳梗塞プログラムについては、大日本住友製薬株式会社と共同開発を進めており、平成27年12月に、第 b相臨床試験（被験者156人規模）の被験者募集を開始しました。また、当社グループが単独で進めている北米での外傷性脳損傷プログラムの開発についても、平成27年10月に第 相臨床試験（被験者52人規模）の被験者募集を開始しました。北米におけるこれら2つの開発プログラムについては、今後開発の進捗に努め早期の承認を目指してまいります。さらに、日本での外傷性脳損傷プログラムについても、早期の臨床試験開始に向け準備を進めてまいります。

(2) SB623の適応拡大及びそれ以外のパイプラインの進捗

当社グループは、SB623の対象疾患を現在の慢性期脳梗塞及び外傷性脳損傷から、網膜変性疾患（加齢黄斑変性等）、パーキンソン病、脊髄損傷、及びアルツハイマー病へと順次適応拡大を図る予定であります。

現在、網膜変性疾患を対象に非臨床試験を実施しており、第 相臨床試験への開始に向けて着実に準備を進めてまいります。さらに、SB623以外では、再生細胞薬SB618（機能強化型・間葉系幹細胞）及び再生細胞薬SB308（筋肉幹細胞）を、次の新薬候補として保有しており、これらのパイプラインについても早期に研究開発に着手してまいります。

(3) SB623の販売エリア拡大

当社グループは、SB623脳梗塞プログラムについて、大日本住友製薬株式会社及び帝人株式会社とライセンスアウトに関する契約をそれぞれに締結したことにより、北米（カナダ含む。）及び日本での販売実施に目処をつけておりますが、さらに欧州、アジア、南米などの地域においても販売が実施できるように、それら地域をカバーしている製薬会社との提携を模索する等してエリアの拡大を図ってまいります。

また、外傷性脳損傷プログラムについても、同様にエリアの拡大を図ってまいります。

(4) 資金調達

当社グループは、上記のとおり、慢性期脳梗塞及び外傷性脳損傷を対象疾患としたSB623の開発を加速するために、また SB623の適応拡大及びSB623以外のパイプラインを進捗させるために、資金調達を確実に行っていく必要があります。そのため、当社は、資金調達手段の確保・拡充に向けて、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資を行うなど、資金調達の多様化を図ってまいります。

(5) 人材の獲得

当社グループの研究開発体制は、コア・コンピタンスとなる研究開発や試薬製造プロセスのデザイン等は自社で行い、臨床試験及び試薬製造等の業務は外注により行っております。従いまして、現在は小規模組織での運営を行っておりますが、今後適応拡大や複数のパイプラインを進捗させるために、適切な人材を確保していく予定であります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業運営及び展開等について、リスク要因として考えられる主な事項を以下に記載しております。中には当社グループとして必ずしも重要なリスクとは考えていない事項も含まれておりますが、投資判断上、もしくは当社グループの事業活動を十分に理解する上で重要と考えられる事項については、投資家や株主に対する積極的な情報開示の観点からリスク要因として挙げております。

当社グループはこれらのリスクの発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。また、これらは投資判断のためのリスクを全て網羅したものではなく、更にこれら以外にも様々なリスクを伴っていることにご留意頂く必要があると考えます。なお、文中の将来に関する記載は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 医薬品の研究開発、医薬品業界に関するリスク

新薬開発の不確実性

医療用医薬品の開発には多額の研究開発投資と長い時間を要しますが、臨床試験で有用な効果を発見できないこと等により研究開発が予定通りに進行せず、開発の延長や中止の判断を行うことは稀ではありません。また、日本国内はもとより、海外市場への展開においては、各国の薬事関連法規等の法的規制の適用を受けており、新薬の製造及び販売には各国別に厳格な審査に基づく承認を取得しなければならないため、有効性、安全性、及び品質等に関する十分なデータが得られず、予定していた時期に上市ができず延期になる、または上市を断念する可能性があります。これは当社グループのパイプラインを他社にライセンスアウトした場合も同様であり、当社グループが研究開発を行った医療用医薬品候補及び他社にライセンスアウトした医療用医薬品候補の上市が延期または中止された場合、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

再生細胞薬の開発に関するリスク

1) 先端医療に関する事業であることに由来するリスク

まず、再生細胞薬は世界的にまだ本格的な普及段階に至っておらず、カナダ等の一部の国で医療用医薬品として当局より製造承認を受け、実用化されはじめている段階であります。また日本国内では現在でも再生細胞薬が属する再生医療等製品として当局から製造承認を受けたものは2品目に限られ、現時点では主に特定の医療機関や研究機関が用いる高度な医療技術として比較的限定された範囲での臨床研究・臨床試験を中心として行われております。

こういった現状の背景には、最先端の医療・医薬品に特有の課題やリスクが存在します。まず再生細胞薬の基盤となる学問や技術が急速な進歩を遂げている中で再生細胞薬そのものに関する研究開発も非常に速いスピードで進んでおり、日々新しい研究開発成果や安全性・有効性に関する知見が生まれてきております。当社グループの基盤技術である同種移植の再生細胞薬は現時点では新規性の高い再生医療技術であり、また学術的に見ても安全性・有効性・応用可能性ともに他の再生細胞薬よりも優れていると自負しておりますが、一方で常に急激な技術革新の波に追い越されるリスクや想定していない副作用が出るリスクが存在し、またそのために当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

2) 法規制改正・政府推進政策等の変化に由来するリスク

再生細胞薬に関連する法規制についても、最新の技術革新の状況に対応すべく常時変更や見直しが行なわれる可能性があります。例えば、法律・ガイドライン等の追加・改正により、これまで使用が認められてきた原材料が突然全く使用できなくなるといったリスクや当社グループの想定通りの内容で薬事承認が下りない又は薬事承認の取得に想定以上の時間を要するといったリスクも否定できません。また世界的な医療費抑制の流れの中で、当社が想定している製品価値よりも低い薬価・保険償還価格となる可能性もあります。当然このような場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また現在、米国や日本をはじめとする医療先進国においては先端医療に係る各種の推進政策が実施されております。これらの推進政策は、当社が推進する細胞再生薬に大きな影響を与える可能性があります。その影響の内容・大きさはまだ定かではないことから、当社グループの今後の事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

3) ヒト又は動物由来の原材料の使用に関するリスク

当社グループの再生細胞薬はヒト細胞・組織を利用したものであり、利用するヒト細胞・組織に由来する感染の危険性を完全に排除し得ないことなどから安全性に関するリスクが存在するとされています。また当社グループの再生細胞薬は、原材料や製造工程で使用する培地に動物由来原料を使用しており、この動物由来原料の使用によって未知のウイルスによる被害等が発生する可能性を否定できません。

以上のように、当社の再生細胞薬には原材料として使用するヒト又は動物由来材料に起因する感染リスクなどヒト又は動物由来材料が患者の体内に移植されることに伴うリスクが存在し、そのリスクが当社グループの事業及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性は否定できません。

副作用発現、製造物責任

医薬品には、臨床試験段階から更には上市後以降において、予期せぬ副作用が発現する可能性があります。当社グループは、こうした事態に備えて、製造物責任を含めた各種賠償責任に対応するための適切な保険に加入しておりますが、最終的に当社グループが負担する賠償額の全てに相当する保険金が支払われる保証はありません。また、当社グループに対する損害賠償の請求が認められなかったとしても、製造物責任請求等がなされたこと自体によるネガティブ・イメージにより、当社グループ及び当社グループの製品に対する信頼に悪影響が生じる可能性があります。これら予期せぬ副作用が発現した場合、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響が及ぶ可能性があります。また、社会的信頼の失墜を通じて当社グループの事業展開にも重大な影響を及ぼす可能性があります。

競合

医薬品業界は、国際的な巨大企業を含む国内外の数多くの企業や研究機関等による激しい競争状態にあり、その技術革新は急速に進んでいる状況であります。これら競合相手との競争において必ずしも当社グループが優位性をもって継続できるとは限らず、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動における競争の結果により、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

医療費抑制策

当社グループの再生細胞薬SB623の最重要ターゲットである米国において、平成22年3月に改定された医療保険改革法案等による先発医薬品への価格引下げ圧力のほか、低価格のジェネリック医薬品の使用促進も進んでいます。また、日本国内においても、政府は増え続ける医療費に歯止めをかけるため、医療費の伸びを抑制していく方針を示しており、定期的な薬価引き下げをはじめ、ジェネリック医薬品の使用促進等が進んでいます。今後の医療費政策の動向が当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業遂行上のリスク

特定のパイプラインに関する提携契約への依存、収益の不確実性

当社グループは、主に米国にて開発中の再生細胞薬SB623に関し、脳梗塞用途について、日本においては帝人株式会社、米国・カナダにおいては大日本住友製薬株式会社に、それぞれ開発・販売権をライセンスアウトしており、これらの提携契約による収益を中心とした事業収益計画を有しています。

しかしながら、このような提携契約は、相手先企業の経営方針の変更や経営環境の極端な悪化等の、当社がコントロールし得ない何らかの事情により、期間満了前に終了する可能性があります。現時点ではこれらの契約が終了となる状況は発生していませんが、本契約が終了した場合は、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、製品上市前の収益として、所定の成果達成に基づくマイルストーン収益を見込んでいますが、この発生時期は開発の進捗に依存した不確定なものであり、開発に遅延が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループでは今後、後続パイプラインによる収益化に努め、現状の提携契約に基づく収益への依存度を低減していく方針ですが、それらの収益化についても、開発の進捗に依存した不確定なものであり、これらの開発に遅延が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織及び少数の事業推進者への依存

当社グループは、平成28年2月末現在、取締役3名、監査役3名（非常勤監査役2名を含む。）及び従業員5名、子会社従業員18名の小規模組織であり、現在の内部管理体制はこのような組織規模に応じたものとなっています。今後、業容拡大に応じて内部管理体制の拡充を図る方針であります。

また、当社グループの事業活動は、当社グループの創業者である代表取締役会長である川西徹及び代表取締役社長である森敬太をはじめとする現在の経営陣、事業を推進する各部門の責任者及び少数の研究開発人員に強く依存するところがあります。そのため、常に優秀な人材の確保と育成に努めていますが、人材確保及び育成が順調に進まない場合、並びに人材の流出が生じた場合には、当社グループの事業活動に支障が生じ、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権

当社グループでは研究開発をはじめとする事業展開において様々な知的財産権を使用しており、これらは当社所有の権利であるか、あるいは適法に使用許諾を受けた権利であるものと認識しています。

また、当社グループが保有している現在出願中の特許が全て成立する保証はありません。さらに、特許が成立した場合でも、当社グループの研究開発を超える優れた研究開発により、当社グループの特許に含まれる技術が淘汰される可能性は常に存在しています。当社グループの特許権の権利範囲に含まれない優れた技術が開発された場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは他社の特許権の侵害を未然に防止するため、当社グループとして必要と考える特許の調査を実施しており、これまでに、当社グループの開発パイプラインに関する特許権等の知的財産権について第三者との間で訴訟が発生した事実はありません。しかし、当社グループのような研究開発型企業にとって知的財産権侵害の問題を完全に回避することは困難であり、第三者との間で知的財産権に関する紛争が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 業績等に関するリスク

マイナスの繰越利益剰余金の計上

当社グループは、医薬品の研究開発を主軸とするベンチャー企業であります。医薬品の研究開発には多額の初期投資を要し、その投資資金回収も他産業と比較して相対的に長期に及ぶため、ベンチャー企業が当該事業に取り組む場合は、一般的に期間損益のマイナスが先行する傾向にあります。当社グループも、契約一時金等の受領があった前連結会計年度を除いては創業以来継続的に営業損失及び当期純損失を計上しています。

当社グループは、SB623を始めとするパイプラインの開発を推し進めることにより、将来の利益拡大を目指しています。しかしながら、前連結会計年度を除くと設立以来当期純損失を計上しており、将来において計画通りに当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社事業が計画通りに進展せず当期純利益を獲得できない場合には、繰越利益剰余金がプラスとなる時期が著しく遅れる可能性があります。

収益計上が大きく変動する傾向

当社グループの事業収益は、SB623を始めとする現在開発中のパイプラインのライセンスアウト時の契約一時金及び開発進捗に伴うマイルストーン収入に大きく影響されるため、過年度の事業収益、当期純利益（損失）は不安定に推移しています。この傾向は、現在開発中のパイプラインが上市され安定的な収益基盤となるまで続く見込まれます。

資金繰り

当社グループは、研究開発型企業として多額の研究開発資金を必要とし、また研究開発費用の負担により長期に亘って先行投資の期間が続きます。この先行投資期間においては、継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなる傾向があります。当社も営業キャッシュ・フローのマイナスが続いており、かつ現状では安定的な収益源を十分に有していません。

このため、安定的な収益源を確保するまでの期間においては、必要に応じて適切な時期に資金調達等を実施し、財務基盤の強化を図る方針ですが、必要なタイミングで資金を確保できなかった場合は、当社事業の継続に重大な懸念が生じる可能性があります。

調達資金使途

上場時の公募増資により調達した資金は、医薬品の研究開発を中心とした事業費用に充当する計画であります。但し、新薬開発に関わる研究開発活動の成果が収益に結びつくには長期間を要する一方で、研究開発投資から期待した成果が得られる保証はなく、その結果、調達した資金が期待される利益に結びつかない可能性があります。

新株発行による資金調達

当社グループは医薬品の研究開発型企業であり、将来の研究開発活動の拡大に伴い、増資を中心とした資金調達を機動的に実施していく可能性があります。その場合には、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

新株予約権

当社は、当社取締役、監査役、従業員、当社子会社従業員及び社外協力者の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を確保する観点から、ストック・オプション制度を採用しています。会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主総会の承認を受け、当社取締役、監査役、従業員、当社子会社従業員及び社外協力者に対して新株予約権の発行と付与を行っています。

平成28年2月末日現在における当社の発行済株式総数は44,671千株であり、これら新株予約権の権利が行使された場合は、新たに1,638千株の新株式が発行され、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材の確保のため、同様のインセンティブ・プランを継続する可能性があります。従って、今後付与される新株予約権が行使された場合にも、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

配当政策

医薬品の研究開発には多額の初期投資を要し、その投資回収も長期に及ぶ傾向にあり、当社グループも契約一時金等の受領があった前連結会計年度を除いては創業以来継続的に営業損失及び当期純損失を計上しています。このような状況下においては、積極的な開発推進によって企業価値を高めることこそが、株主利益の最大化に繋がると考えています。

平成28年1月期においては、会社法の規定上、配当可能な財政状態にはありません。また、翌連結会計年度についても配当は実施しない予定としております。

株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来、SB623をはじめとする現在開発中の新薬が上市され、その販売によって当期純利益が計上される時期においては、経営成績及び財政状態を勘案しながら、配当による利益還元の実施を検討したいと考えております。

為替変動

当社グループの主たる事業である創薬の研究開発は、現在、米国子会社を拠点として活動しております。米国子会社の取引通貨は米ドルであり財務諸表も当該通貨で作成されます。従いまして、連結財務諸表を作成する過程において、当該財務諸表は、外貨建取引等会計処理基準に沿って日本円に換算されるため、大幅な為替相場の変動があった場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

国際税務に関連するリスク

当社グループは、平成26年1月の「親子逆転」により、日本法人である当社、米国法人であるSanBio, Inc.より構成される資本関係となっております。このため、親子間の資本関係や取引関係から生ずる課税上の取扱いについては、国際税務、具体的には日米両国の税法及び日米租税条約の適用を受けることとなります。

当社グループは、日米双方の税務につき、税理士等の専門家と顧問契約を締結し、当社グループに適用される税法に関して情報を収集し税務リスクの確認及び排除に努めておりますが、国際税務は複雑なため、当社グループに不利となる税務事象の発生の可能性、及び将来的に当社グループに不利となる国際税務関連の税制改正が行われる可能性を否定できません。その場合は、追徴税額を含めた将来の税負担額が増加し、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

SB623ライセンスアウトにかかる契約

契約会社名	相手先の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
SanBio, Inc. (連結子会社)	大日本住友製薬株式会社	日本	Joint Development and License Agreement (共同開発及びライセンス契約)	平成26年9月26日	契約締結日からSB623上市后20年間	<p>契約対象</p> <p>再生細胞薬SB623の脳梗塞疾患についての北米（米国及びカナダ）における開発及び事業化に関する契約。米国子会社と大日本住友製薬株式会社はSB623を共同で開発し、上市後は、米国子会社が製品を製造して大日本住友製薬株式会社に供給し、大日本住友製薬株式会社が独占的に販売する。</p> <p>対価の受取条件</p> <p>A 契約一時金に係る条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約時 6百万ドル <p>B マイルストーン収入に係る条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェーズ 開始時 10百万ドル ・フェーズ 開始時 10百万ドル ・フェーズ 開始から1年経過時 14百万ドル ・生物製剤承認申請承認取得時 40百万ドル <p>C 共同開発に係る条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社グループが負担する開発費総額の50%相当額 <p>D ロイヤルティ収入に係る条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の純売上高に応じた収入 500百万ドルを超えた場合 25百万ドル 10億ドルを超えた場合 100百万ドル ・ジェネリック製品が上市するまでの純売上高に係るロイヤルティ率 17%（減率条件あり） <p>E 製品供給に係る条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国子会社は大日本住友製薬株式会社に対して合意した定額の単価で供給 <p>契約解除の場合の取り扱い</p> <p>生物製剤承認申請前に大日本住友製薬株式会社が契約を解除する場合、解除日後1年間の開発費予算の半額を受領する。</p>
SanBio, Inc. (連結子会社)	帝人株式会社	日本	Exclusive License Agreement (ライセンスアウトに関する契約)	平成21年12月22日	契約締結日からSB623上市后20年間	<p>再生細胞薬SB623の脳梗塞疾患についての日本における開発権及び販売権を許諾。</p> <p>米国子会社は、上市後におけるロイヤルティ及び製品供給対価を受領する。</p>

6【研究開発活動】

当社グループでは、設立以来、病気・事故等で失われた機能を「再生」する効果を持った「細胞」医薬品、すなわち再生細胞薬の研究開発を行っています。

(1) 研究開発体制

当社グループでは、米国子会社SanBio, Inc.を拠点として研究開発を行っています。技術シーズは大学等の研究機関より導入し、製造プロセス開発、非臨床試験、臨床試験を当社グループで進めています。再生細胞事業では製造に係るノウハウ蓄積が競争上極めて重要であるため、製造プロセス開発は自社で実施しています。一方、非臨床試験の実施については、大学等の研究機関や研究受託機関への委託を活用しています。臨床試験については、当社グループによる自社開発も可能な体制を構築しつつ、製薬会社との共同開発、製薬会社へのライセンスアウトを積極的に活用する方針であります。

(2) 開発品の状況

開発品目に関する詳細は、「第1 企業の概況 3.事業の内容」に記載していますのでご参照ください。

当連結会計年度末における当社グループの研究開発人員数は17名であり、研究開発費の総額は1,695,792千円となりました。当社グループの研究開発費の主な内容は、当該「SB623」の外傷性脳損傷のフェーズⅢ臨床試験及び慢性期脳梗塞のフェーズⅡb臨床試験に関わる外部委託費及び研究開発者の人件費であります。

当連結会計年度は、平成27年9月に米国における慢性期脳梗塞を対象としたフェーズⅢ臨床試験の開始に伴う最初の治験施設との契約締結を契機に、共同開発及び販売ライセンス契約を締結している大日本住友製薬株式会社から、開発の進捗に合わせて受領する開発マイルストーン収入5百万米ドルを受領するとともに、開発協力金を受領しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表において、損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において、過去の実績や判断時点で入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末の流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べて6,933百万円増加し、8,191百万円となりました。これは主に、現金及び預金が6,505百万円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末の固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べて417百万円減少し、79百万円となりました。これは主に、長期預金が473百万円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末の流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べて1,039百万円増加し、1,419百万円となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が800百万円及び未払金が237百万円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末の固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べて976百万円減少し、484百万円となりました。これは長期借入金が800百万円及び繰延税金負債が176百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ6,453百万円増加し、6,366百万円となりました。これは主に、利益剰余金が988百万円減少し、資本金及び資本剰余金がそれぞれ3,717百万円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

(事業収益)

北米において大日本住友製薬株式会社と締結している「SB623」の共同開発及びライセンス契約によるマイルストーン収入5百万米ドル及び開発協力金収入等により、当連結会計年度の事業収益は、1,174百万円（前連結会計年度比63.6%減）となりました。

(営業損益)

当連結会計年度における営業損失は、研究開発費1,695百万円、その他の販売費及び一般管理費604百万円の計上により、1,125百万円（前連結会計年度は営業利益2,248百万円）となりました。

(経常損益)

当連結会計年度における経常損失は、株式交付費32百万円等の計上により、1,172百万円（前連結会計年度は経常利益2,228百万円）となりました。

(当期純損益)

当連結会計年度における当期純損失は988百万円（前連結会計年度は当期純利益1,736百万円）となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1. 業績等の概要」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4. 事業等のリスク」をご参照ください。

(6) 戦略的現状と見通し

当社グループの中長期における最重要課題は、確実に慢性期脳梗塞細胞医薬品「SB623」の製造及び販売を開始することではありますが、当該SB623は、慢性期脳梗塞以外に、外傷性脳損傷、網膜疾患、パーキンソン病、及び脊髄損傷のそれぞれの疾患に適応拡大できるものと見込んでおります。

また新たなパイプラインとして、多発性硬化症疾患に対する新薬開発に取り組む予定であります。創薬ベンチャーである当社グループは、これら適応拡大及び新パイプラインの開発を並行して行っていくために、研究開発資金の調達不可欠であります。従いまして、当社グループは、株式市場等における資金調達とSB623の販売利益を研究開発に再投資することにより、企業価値を最大化する戦略を採ってまいります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針

当社グループが、日米において慢性期脳梗塞細胞医薬品「SB623」の製造及び販売の開始を目指すなか、国内においては、再生医療が政府の掲げる成長戦略のひとつに取り上げられました。これにより、再生医療分野における科学・基礎研究に手厚い支援及び助成金が実施されるとともに、薬事法が改正されて再生医療等製品が新たに規定される等法制度の見直しも始まり、再生医療に産業促進化の期待が高まっております。このような環境のなかで、SB623の日米における承認取得及び販売開始、SB623の適応拡大を目指してまいります。

また、SB623の適応拡大を実現するために、及び慢性期脳梗塞並びに外傷性脳損傷を対象疾患としたSB623の開発を加速するために、資金調達手段の確保・拡充を目指してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は63百万円であり、主なものは研究開発用設備等であります。

当社グループは、他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資の記載を省略しております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成28年1月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額		従業員数 (人)
			車両運搬具 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	他家幹細胞を用いた再生細胞事業	社用車	4,848	4,848	5 (0)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 事業所は賃借しており、その年間賃借料は8,216千円であります。
 4. 従業員欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。

(2) 在外子会社

平成28年1月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
				建物及び構築物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
SanBio, Inc.	(アメリカ合衆国カリフォルニア州)	他家幹細胞を用いた再生細胞事業	研究用機器 オフィス備品	319	62,807	63,126	18 (0)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 事業所は賃借しており、その年間賃借料は21,508千円であります。
 4. 従業員欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

特記すべき事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成28年1月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年4月28日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	44,621,741	44,681,741	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株式としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	44,621,741	44,681,741	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成28年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 平成27年4月8日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（平成25年12月31日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成28年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年3月31日)
新株予約権の数(個)	- (注) 1	- (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	- (注) 1	- (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	22(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年1月2日から 平成29年2月20日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 22 資本組入額 11	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の 取得については、当社取締役 会の決議による承認を要 する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。

但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する当社の株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合比率}}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する当社の株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (a) 原則として、割当日より一定期間（満6か月から満4年）が経過する日までの間において、1か月経過ごとに、付与個数を当該期間の月数に応じて案分した個数について順次権利確定するものとする。
- (b) 本新株予約権者が、従業員、取締役又はコンサルタント（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

- (c) 本新株予約権者が、米国の1986年内国歳入法典（その後の改正を含む）第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間行使することができる。
- (d) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

本(注)3において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、(i)当社の許可を得た休職又は(ii)(a)当社の事務所間の移動若しくは(b)当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (a) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (b) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
- (c) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (d) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i)上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii)交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (e) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (f) 交付する新株予約権の行使の条件
上記(注)3に定めるところと同様とする。
- (g) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に定めるところと同様とする。

第3回新株予約権（平成25年12月31日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成28年1月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年3月31日）
新株予約権の数（個）	480,457(注)1	430,457(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	480,457(注)1	430,457(注)1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	39(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年1月2日から 平成33年12月9日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 39 資本組入額 19.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の 取得については、当社取締 役会の決議による承認を要 する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。

但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する当社の株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合比率}}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する当社の株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (a) 原則として、割当日より一定期間（満6か月から満5年）が経過する日までの間において、1か月経過ごとに、付与個数を当該期間の月数に応じて案分した個数について順次権利確定するものとする。
- (b) 本新株予約権者が、従業員、取締役又はコンサルタント（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

- (c) 本新株予約権者が、米国の1986年内国歳入法典（その後の改正を含む）第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間行使することができる。
- (d) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

本(注)3において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、(i)当社の許可を得た休職又は(ii)(a)当社の事務所間の移動若しくは(b)当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (a) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (b) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
- (c) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (d) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i)上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii)交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (e) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (f) 交付する新株予約権の行使の条件
上記(注)3に定めるところと同様とする。
- (g) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に定めるところと同様とする。

第4回新株予約権（平成25年12月31日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成28年1月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年3月31日）
新株予約権の数（個）	343,096(注)1	343,096(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	343,096(注)1	343,096(注)1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年1月2日から 平成34年12月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 80 資本組入額 40	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の 取得については、当社取締 役会の決議による承認を要 する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。

但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する当社の株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合比率}}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する当社の株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (a) 原則として、割当日より満1年を経過した日において付与個数のうち4分の1にあたる個数について権利確定する。以後、1か月経過毎に、割当日より満4年が経過する日まで、付与個数の36分の1にあたる個数について権利確定するものとする。
- (b) 本新株予約権者が、従業員、取締役又はコンサルタント（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

- (c) 本新株予約権者が、米国の1986年内国歳入法典（その後の改正を含む）第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間行使することができる。
- (d) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

本(注)3において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、(i)当社の許可を得た休職又は(ii)(a)当社の事務所間の移動若しくは(b)当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (a) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (b) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
- (c) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (d) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i)上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii)交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (e) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (f) 交付する新株予約権の行使の条件
上記(注)3に定めるところと同様とする。
- (g) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に定めるところと同様とする。

第5回新株予約権（平成26年4月28日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成28年1月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年3月31日）
新株予約権の数（個）	637,397(注)1	627,397(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	637,397(注)1	627,397(注)1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年4月30日から 平成36年1月1日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 300 資本組入額 150	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の 取得については、当社取締役 会の決議による承認を要 する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。

但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する当社の株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合比率}}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する当社の株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(a) 原則として、割当日より一定期間（満6か月から満4年）が経過する日までの間において、1か月経過ごとに、付与個数を当該期間の月数に応じて案分した個数について順次権利確定するものとする。

- (b) 本新株予約権者は、行使期間満了日までの間に、以下のいずれかの事由が生じた場合には、当該事由が生じた日以後、本新株予約権を行使することができないものとする。但し、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該上場の日をもって、本(a)記載の行使の条件は消滅する。
- (i) 行使価額を下回る金額の払込金額をもって当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式が処分された場合（但し、当該払込金額が会社法第199条第3項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。）。
- (ii) 当社株主により、行使価額を下回る金額を対価として当社普通株式の売買が行われた場合（但し、当該売買時点における当社普通株式の株式価値よりも著しく低いと認められる価格で売買が行われた場合を除く。）。
- (iii) 当社が、当社が依頼した第三者評価機関から、いずれかの事業年度末日を基準日としてディスカウント・キャッシュ・フロー法及び類似会社比較法の方法により評価された当社普通株式の1株当たりの株式評価額（一定の幅で評価が示されるものである場合は、当該幅の下限の金額）がいずれも行使価額を下回る内容の株式価値評価書を受領した場合。
- (c) 本新株予約権者が、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタント（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (d) 本新株予約権者が、米国の1986年内国歳入法典（その後の改正を含む。以下「米国内国歳入法典」という。）第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (e) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

本(注)3において、次の用語は、次に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、(i)当社の許可を得た休職又は(ii)(a)当社の事務所間の移動若しくは(b)当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「監査役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の監査役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

「親会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第4号に定義される親会社をいう。但し、ISO（インセンティブ・ストック・オプション）との関係では、米国内国歳入法典第424条(e)に定義されるものに限定される。

「子会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第3号に定義される子会社をいう。但し、ISOとの関係では、米国内国歳入法典第424条(f)に定義されるものに限定される。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を次の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(a) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(b) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

- (c) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (d) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i) 上記「新株予約権の行使時の払込金額(円)」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (e) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
- (f) 交付する新株予約権の行使の条件
上記(注)3に定めるところと同様とする。
- (g) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に定めるところと同様とする。

第6回新株予約権（平成26年12月11日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成28年1月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年3月31日）
新株予約権の数（個）	203,000(注)1	203,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	203,000(注)1	203,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年12月15日から 平成36年12月10日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 300 資本組入額 150	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の 取得については、当社取締 役会決議による承認を要す る。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。

但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する当社の株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合比率}}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する当社の株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (a) 割当日より満1年を経過した日において付与個数のうち4分の1にあたる個数について権利確定する。以後、1か月経過毎に、割当日より満4年が経過する日まで、付与個数の36分の1にあたる個数について権利確定するものとする。
- (b) 本新株予約権者が、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタント（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

- (c) 本新株予約権者が、米国の1986年内国歳入法典（その後の改正を含む）第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (d) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

本(注)3において、次の用語は次に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、(i)当社の許可を得た休職又は(ii)(a)当社の事務所間の移動若しくは(b)当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「監査役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の監査役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

「親会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第4号に定義される親会社をいう。但し、ISO（インセンティブ・ストック・オプション）との関係では、米国内国歳入法典第424条(e)に定義されるものに限定される。

「子会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第3号に定義される子会社をいう。但し、ISOとの関係では、米国内国歳入法典第424条(f)に定義されるものに限定される。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

(a) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(b) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(c) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(d) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(e) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(f) 交付する新株予約権の行使の条件

上記(注)3に定めるところと同様とする。

(g) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に定めるところと同様とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年2月27日 (注)1	25,000	25,000	2,500	2,500	-	-
平成25年12月31日 (注)2	38,220,277	38,245,277	-	2,500	-	-
平成26年4月22日 (注)3	22,875	38,268,152	479	2,979	479	479
平成26年4月25日 (注)3	50,000	38,318,152	550	3,529	550	1,029
平成26年5月2日 (注)3	30,000	38,348,152	330	3,859	330	1,359
平成26年5月9日 (注)3	10,000	38,358,152	110	3,969	110	1,469
平成26年5月20日 (注)3	500,000	38,858,152	5,500	9,469	5,500	6,969
平成26年5月22日 (注)4	500,666	39,358,818	75,099	84,568	75,099	82,068
平成26年5月29日 (注)3	195,833	39,554,651	3,819	88,388	3,819	85,888
平成26年6月16日 (注)3	4,978	39,559,629	102	88,490	102	85,990
平成26年8月21日 (注)3	9,645	39,569,274	158	88,649	158	86,149
平成26年9月11日 (注)3	1,395	39,570,669	56	88,704	56	86,204
平成26年9月30日 (注)3	12,000	39,582,669	132	88,836	132	86,336
平成26年12月31日 (注)3	37,815	39,620,484	737	89,573	737	87,073
平成27年4月7日 (注)5	4,000,000	43,620,484	3,680,000	3,769,573	3,680,000	3,767,073
平成27年2月1日～ 平成28年1月31日 (注)3	1,001,257	44,621,741	37,399	3,806,973	37,399	3,804,473

- (注)1. 当社が設立されたことに伴う株式発行であります。
2. 当社は、平成26年1月1日付で親会社(当時)であるSanBio, Inc.と子会社であるSanBio Merger Sub, Inc.との間で、SanBio, Inc.を吸収合併消滅会社、SanBio Merger Sub, Inc.を吸収合併存続会社とし、その対価として、当社の普通株式をSanBio, Inc.の株主に割当交付する三角合併を行っております。これに先んじて普通株式1株につき1,529.8株の割合で株式分割を行っております。
3. 新株予約権の行使によるものであります。

4. 有償第三者割当
割当先 SMBCベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合、三菱UFJキャピタル株式会社
株数 500,666株
発行価格 300円
資本組入額 150円
5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価額 2,000円
引受価額 1,840円
資本組入額 920円
払込金総額 7,360,000千円
6. 平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が60,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,480千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	7	24	142	46	26	15,084	15,329	-
所有株式数(単元)	-	3,904	3,618	97,015	34,782	5,808	301,043	446,170	4,741
所有株式数の割合(%)	-	0.88	0.81	21.74	7.80	1.30	67.47	100.00	-

(注) 自己株式16株は「単元未満株式の状況」に16株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
川西 徹	東京都江東区	12,221,186	27.38
森 敬太	神奈川県横浜市港北区	5,997,284	13.44
大日本住友製薬株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目6番8号	2,820,511	6.32
帝人株式会社	大阪府大阪市中央区南本町一丁目6番7号	2,777,777	6.22
SBIインキュベーション株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,923,076	4.30
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 West Street New York, NY, USA (東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	1,200,000	2.68
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	966,176	2.16
バイオビジョン・ライフサイエンス・ファンド1号	東京都港区六本木一丁目6番1号	840,676	1.88
SMBCベンチャーキャピタル1号	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	334,000	0.74
鶴見 亮剛	神奈川県藤沢市	332,200	0.74
計	-	29,412,886	65.91

(8) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

平成28年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 44,617,000	446,170	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 4,741	-	-
発行済株式総数	44,621,741	-	-
総株主の議決権	-	446,170	-

【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第2回新株予約権

決議年月日	平成25年12月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	普通株式 571,500株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の新株予約権の行使により、平成28年1月31日現在の付与対象者はおりません。

第3回新株予約権

決議年月日	平成25年12月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1名 子会社取締役 1名 子会社従業員 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	普通株式 739,000株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の新株予約権の行使により、平成28年1月31日現在の付与対象者の区分及び人数は当社監査役1名、子会社取締役1名、子会社従業員2名、元子会社従業員5名であり、新株発行予定数は340,457株となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	平成25年12月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 1名 子会社従業員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	普通株式 197,000株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の新株予約権の行使により、平成28年1月31日現在における付与対象者の区分及び人数は、子会社取締役1名、子会社従業員11名、元従業員1名であり、新株予約権の行使による新株発行予定数は176,429株となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	平成26年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員 1名 子会社取締役 1名 子会社従業員 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	普通株式 545,250株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の退職及び新株予約権の行使により、平成28年1月31日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社監査役3名、当社従業員1名、子会社取締役1名、子会社従業員6名、元従業員3名であり、新株予約権の行使による新株発行予定数は470,730株となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	平成26年12月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1名 子会社従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	普通株式 223,000株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の新株予約権の行使により、平成28年1月31日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名、子会社従業員5名であり、新株予約権の行使による新株発行予定数は203,000株となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	16	28,232
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	16	-	16	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成28年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を重要政策の一つと認識しており、配当については、研究開発への投資に備えるための内部留保の充実を勘案して決定する方針をとっております。

剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考慮しており、配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は、取締役会の決議により、毎年7月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当期におきましては、会社法第461条及び会社計算規則第149条による分配可能額が存在しないため無配となります。当面は、積極的な医薬品の研究開発を進めるために無配を予定し、利益による内部資金全額を研究開発に充当する方針であります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期
決算月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月
最高(円)	-	-	2,117
最低(円)	-	-	855

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
 2. 当社株式は、平成27年4月8日から東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年8月	平成27年9月	平成27年10月	平成27年11月	平成27年12月	平成28年1月
最高(円)	1,322	1,210	1,300	967	1,295	1,086
最低(円)	855	951	970	885	933	900

- (注) 最高・最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員 の 状 況】

男性 6名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	執行役員	川西 徹	昭和42年11月8日生	平成5年4月 株式会社ポストン・コンサルティング・グループ入社 平成8年7月 株式会社ケアネット設立、副社長に就任 平成13年2月 SanBio, Inc. を設立、Chairmanに就任 平成17年4月 SanBio, Inc. Co-CEOに就任(現任) 平成25年2月 当社設立に伴い、代表取締役会長に就任(現任)	(注3)	12,221,186
代表取締役社長	執行役員	森 敬太	昭和42年6月23日生	平成5年4月 麒麟麦酒株式会社 入社(ビール事業研究開発部門) 平成12年1月 XUMA, Inc. 入社、Head of New Product Development に就任 平成13年2月 SanBio, Inc. 設立、CEOに就任 平成17年4月 SanBio, Inc. Chairman & Co-CEO就任(現任) 平成25年2月 当社設立に伴い、代表取締役社長に就任(現任)	(注3)	5,997,284
取締役	-	古谷 昇	昭和31年11月13日生	昭和56年4月 株式会社ポストン・コンサルティング・グループ入社 平成11年12月 同社シニア・ヴァイス・プレジデントに就任 平成12年6月 株式会社ドリームインキュベータを創業し、代表取締役に就任 平成17年3月 有限会社ピークル 代表取締役に就任(現任) 平成17年6月 参天製薬株式会社 社外取締役に就任 コンビ株式会社 社外取締役に就任(現任) 筑波大学大学院 非常勤講師及び客員教授に就任 平成18年11月 株式会社ジェイアイエヌ社 社外取締役に就任(現任) 平成24年3月 ビルコム株式会社 社外監査役に就任 平成25年3月 当社 社外取締役に就任(現任) 平成27年3月 ビルコム株式会社 社外取締役に就任(現任)	(注3)	7,143
常勤監査役	-	福田 訓士	昭和43年1月18日生	平成5年4月 株式会社ポストン・コンサルティング・グループ入社 平成8年4月 株式会社ドリームネットワークを設立、代表取締役社長に就任 平成14年10月 株式会社プラチナネットワークを設立、代表取締役社長に就任(現任) 平成14年12月 株式会社アニマキシスを設立、代表取締役社長に就任 平成25年12月 当社 常勤監査役に就任(現任)	(注4)	32,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	植田 俊道	昭和42年7月10日生	平成2年10月 中央新光監査法人 入社 平成8年10月 大和証券株式会社(現大和証券株式会社)入社 平成11年10月 株式会社ラルク 取締役に就任 平成20年3月 アンジェスMG株式会社 入社 管理担当執行役員に就任 平成24年9月 響きパートナーズ株式会社 取締役パートナーに就任(現任) 平成25年3月 当社 社外監査役に就任(現任)	(注4)	-
監査役	-	山角 健	昭和23年11月11日生	昭和48年4月 麒麟麦酒株式会社 入社 平成12年1月 同社医薬事業企画部長に就任 平成15年3月 同社執行役員に就任 平成18年3月 同社常務執行役員及びキリンファーマ株式会社 取締役副社長に就任 平成20年3月 キリンファーマ株式会社 代表取締役社長に就任 協和発酵キリン株式会社 専務取締役に就任 平成22年3月 同社 代表取締役副社長に就任 平成25年12月 当社 社外監査役に就任(現任)	(注4)	20,000
計						18,277,613

- (注) 1. 取締役 古谷 昇は、社外取締役にあります。
2. 常勤監査役 福田 訓士、監査役 植田 俊道及び山角 健は、社外監査役にあります。
3. 取締役の任期は、平成26年12月11日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役任期は、平成26年12月11日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は4名で、取締役に兼務していない執行役員は経営管理部長角谷 芳広及び経営企画部長古川 尚史であります。
6. 所有株式数は、平成28年1月31日現在のものです。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

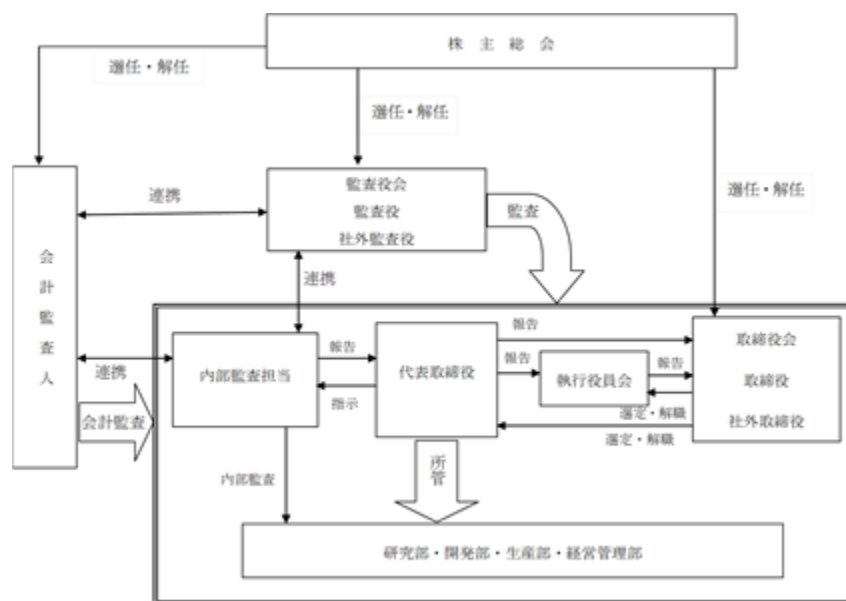
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題であると認識しており、内部経営監視機能の充実と適切な情報開示による透明性の高い経営を確保することで、経営環境の変化中における持続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化に努めております。また、株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めてまいります。

企業統治の体制

イ.企業統治の体制の概要

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制は、次のようになります。



a.取締役会

当社の取締役会は、当連結会計年度末現在、取締役3名（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。

b.監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名で構成され、うち1名は常勤監査役であります。監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、毎月1回の定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は経営管理部及び会計監査人と必要に応じて随時緊密な連携をとると同時に、四半期に一度の定期的な会合を開催し、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

c.執行役員会

当社は、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し、執行役員会を開催しております。執行役員は、取締役の推薦に基づき、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行います。取締役会で選任された執行役員の任期は1年となっております。

現在の執行役員会は、取締役会によって選任された執行役員4名で構成されております。執行役員会は、平成25年12月より実施し、原則として毎月1回執行役員会を開催することで、取締役会における決定事項の周知及び進捗管理、グループ全体の経営課題の共有化及び討議、その他執行役員相互の連絡・連携を図っております。

ロ．内部統制システムの整備の状況

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置づけております。具体的な内部統制システムの整備の状況は次のとおりであります。

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社及び当社子会社において法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス行動規範」を制定し、全社に周知・徹底することにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (b) 当社及び当社子会社において内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (c) 当社及び当社子会社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には、断固としてこれを拒絶する。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- (b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

c．損失の危険への管理に関する体制

- (a) 当社及び当社子会社の取締役会において、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (b) 当社及び当社子会社の危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社及び当社子会社における取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。
- (b) 当社及び当社子会社における取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (c) 当社及び当社子会社の取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

e．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

- (a) 職務執行上の重要な事項に関して、親会社へ定期的な報告がなされる体制を整備する。

f．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 経営管理部が管理担当となり、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。
- (b) 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (c) 経営管理部は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。なお、経営管理部については、代表取締役会長が内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。

g．監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (a) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

h．監査役が職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
- (b) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

i．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び子会社の取締役、監査役並びに使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 監査役は、取締役会のほか重要会議である執行役員会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- (b) 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。

j．監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (a) 監査役へ報告を行った役員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

k．監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (a) 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

l．その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。
- (b) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (c) 監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(d) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

八．リスク管理体制の整備状況

当社グループのリスク管理は、業務運営上のリスク管理及び対策については、担当部署で実施し、リスクの発生可能性がある場合及び発生した場合には、迅速に執行役員会及び取締役会において審議を行うこととしております。

また、当社グループでは、創業科学者でもある慶應義塾大学の岡野栄之教授のみでなく、元米国NIH老化研究所所長、元米国食品医薬局長官、間葉系幹細胞発見者等から構成される顧問団を結成することにより、これらの方々の知見を開発に反映できる体制を構築しております。

当社グループでは、顧問の方々を当社グループへの関わり方に応じて「創業科学者」「科学顧問」「シニアアドバイザー」の3つに分類しております。当社グループの基盤技術でもある同種移植の再生細胞薬は現時点では新規性の高い再生医療技術であり、また学術的に見ても安全性・有効性・応用可能性ともに他の再生細胞薬よりも優れていると自負しておりますが、一方で常に急激な技術革新の波に追い越されるリスクや想定していない副作用が生じるリスクが存在しており、これらのリスクに対応するため、最先端の科学的知見を有する創業科学者、科学顧問及びシニアアドバイザーとの連携体制を構築し、必要に応じて相談を行い、リスク管理に努めております。

経営上のリスク管理及び対策については、法令及び社内規程等を遵守しながら、執行役員会及び取締役会で慎重な審議を行い、不測の事態が生じた場合には、弁護士、弁理士、公認会計士等の外部専門家との連携を行いながら、企業価値の保全に努めております。

なお、当社グループは、業務上取り扱う患者等の個人情報及び当社の企業情報等の各種漏洩リスクから守るため、情報システム管理規程及び機密情報管理規程を定め、治験データや人事関係書類は鍵付のキャビネットで管理し、データはアクセス権限を設ける等の運用をすることにより、情報の効率性及び機密性等の確保を図っております。

二．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定めた額を限度とする契約を締結しております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は、経営管理部長が内部監査人を担い、業務執行のための組織、制度、規程、手続き等が合理的で、しかも業務活動がそれらに準拠し、効率的に行われているかを監査し、業務の活動と制度を公正に評価・指摘・指導する内部監査を実施しており、監査結果を代表取締役社長及び監査役に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。

監査役監査は、監査役3名にて実施しており、取締役会及び執行役員会議に出席し、また、定期的に代表取締役との意見交換及び内部監査人との情報交換を実施するとともに、必要に応じて随時取締役から報告を受け、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、加藤博久氏及び佐野明宏氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。なお、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他2名であります。

社外取締役及び社外監査役

(社外取締役・社外監査役の機能・役割、選任状況についての考え方)

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

(社外監査役による監督・監査と内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携や内部監査人との関係)

社外監査役は、意思疎通を十分に図って連携し、内部監査人からの各種報告を受け、監査役会での十分な議論を踏まえて監査を行っております。また、当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを要請された場合には、遅滞なく対応する体制を整備しております。

なお、社外監査役、内部監査人、会計監査人の三者は、必要に応じて協議を行い、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めております。

(当社と当社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要)

当社と当社の社外取締役及び社外監査役の間には、以下に記載したものを除き、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役古谷昇氏は、当社株式7,143株及び新株予約権（新株予約権の目的となる株式数150,000株）を保有している他に、有限会社ピークルの代表取締役を兼務しておりますが、当該会社と当社との間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役福田訓士氏は、当社株式32,000株及び新株予約権（新株予約権の目的となる株式数22,500株）を保有している他に、株式会社プラチナネットワークの代表取締役を兼務しておりますが、当該会社と当社との間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役植田俊道氏は、新株予約権（新株予約権の目的となる株式数30,000株）を保有しているほか、響きパートナーズ株式会社の取締役を兼務しておりますが、当該会社と当社との間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役山角健氏は、当社株式20,000株及び新株予約権（新株予約権の目的となる株式数10,000株）を保有しておりますが、それ以外は人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	72,000	72,000	-	2
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-
社外役員	30,250	30,250	-	4

(注) 役員の報酬限度額は、平成25年3月25日開催の株主総会決議において、取締役報酬限度額は年間5億円以内、監査役報酬限度額は年間3億円以内と決議しております。なお、取締役個々の報酬は取締役会で決議し、監査役個々の報酬は監査役の協議によって定めております。

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

株式の保有状況

該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役は6名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。また、解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項に定める中間配当の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年7月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を、取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としたものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	19,500	1,000	28,500	-
連結子会社	-	-	-	-
計	19,500	1,000	28,500	-

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、監査人から引受事務幹事会社への書留作成業務であります。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は、事業の規模や業務の特性等を勘案して監査日数等を検討し、監査報酬を決定しております。監査報酬の決定に当たり、監査役会の同意を得ております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年2月1日から平成28年1月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年2月1日から平成28年1月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、開示支援専門会社からの印刷物やメールなどによる情報提供等を通じて、積極的に情報収集に努めることにより、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等への適確な対応を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年1月31日)	当連結会計年度 (平成28年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,228,551	7,733,892
前渡金	6,233	438,004
その他	23,231	19,595
流動資産合計	1,258,016	8,191,492
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	57,252	58,520
機械装置及び運搬具	7,596	7,596
工具、器具及び備品	88,663	151,309
減価償却累計額	135,232	149,451
有形固定資産合計	18,279	67,974
無形固定資産	-	207
投資その他の資産		
長期預金	473,000	-
その他	5,761	11,342
投資その他の資産合計	478,761	11,342
固定資産合計	497,041	79,524
資産合計	1,755,057	8,271,017
負債の部		
流動負債		
短期借入金	100,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	-	800,000
未払金	25,754	263,606
未払費用	59,680	15,524
賞与引当金	10,253	20,994
繰延税金負債	180,922	184,931
その他	3,895	34,520
流動負債合計	380,506	1,419,577
固定負債		
長期借入金	1,100,000	300,000
繰延税金負債	361,845	184,931
固定負債合計	1,461,845	484,931
負債合計	1,842,351	1,904,508
純資産の部		
株主資本		
資本金	89,573	3,806,973
資本剰余金	3,801,016	7,518,415
利益剰余金	3,990,534	4,978,932
自己株式	-	28
株主資本合計	99,944	6,346,428
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	11,830	19,362
その他の包括利益累計額合計	11,830	19,362
新株予約権	819	718
純資産合計	87,294	6,366,509
負債純資産合計	1,755,057	8,271,017

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
事業収益	3,229,211	1,174,644
事業費用		
研究開発費	1,623,415	1,695,792
その他の販売費及び一般管理費	2,357,048	2,604,095
事業費用合計	980,464	2,299,888
営業利益又は営業損失()	2,248,746	1,125,243
営業外収益		
受取利息	272	1,862
為替差益	-	19,831
その他	14	77
営業外収益合計	287	21,771
営業外費用		
支払利息	5,421	18,126
為替差損	13,943	-
株式交付費	-	32,446
上場関連費用	-	18,356
その他	1,122	-
営業外費用合計	20,487	68,929
経常利益又は経常損失()	2,228,546	1,172,401
特別損失		
固定資産除却損	3,269	3,1
特別損失合計	269	1
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	2,228,276	1,172,403
法人税、住民税及び事業税	284	1,185
法人税等調整額	491,726	185,191
法人税等合計	492,010	184,005
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	1,736,265	988,397
当期純利益又は当期純損失()	1,736,265	988,397

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	1,736,265	988,397
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	35,690	7,531
その他の包括利益合計	35,690	7,531
包括利益	1,700,574	980,865
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,700,574	980,865
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	2,500	3,713,942	5,726,800	2,010,357
当期変動額				
新株の発行	87,073	87,073		174,147
当期純利益			1,736,265	1,736,265
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	87,073	87,073	1,736,265	1,910,413
当期末残高	89,573	3,801,016	3,990,534	99,944

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	47,520	47,520	-	1,962,836
当期変動額				
新株の発行				174,147
当期純利益				1,736,265
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	35,690	35,690	819	34,870
当期変動額合計	35,690	35,690	819	1,875,542
当期末残高	11,830	11,830	819	87,294

当連結会計年度（自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	89,573	3,801,016	3,990,534	-	99,944
当期変動額					
新株の発行	3,717,399	3,717,399			7,434,798
当期純損失（ ）			988,397		988,397
自己株式の取得				28	28
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,717,399	3,717,399	988,397	28	6,446,372
当期末残高	3,806,973	7,518,415	4,978,932	28	6,346,428

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11,830	11,830	819	87,294
当期変動額				
新株の発行				7,434,798
当期純損失（ ）				988,397
自己株式の取得				28
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,531	7,531	101	7,430
当期変動額合計	7,531	7,531	101	6,453,803
当期末残高	19,362	19,362	718	6,366,509

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	2,228,276	1,172,403
減価償却費	5,625	14,137
賞与引当金の増減額(は減少)	10,253	10,765
受取利息	272	1,862
為替差損益(は益)	4,640	37,364
支払利息	5,421	18,126
固定資産除却損	269	1
株式交付費	-	32,446
たな卸資産の増減額(は増加)	-	1,264
売上債権の増減額(は増加)	535	-
前渡金の増減額(は増加)	1,065	432,211
未払金の増減額(は減少)	28,468	234,770
未払費用の増減額(は減少)	13,741	45,668
前受金の増減額(は減少)	2,416,415	11,966
その他の流動資産の増減額(は増加)	12,154	5,995
その他の流動負債の増減額(は減少)	1,969	17,644
その他の営業外損益(は益)	1,122	-
小計	211,872	1,344,920
利息の受取額	232	1,196
利息の支払額	6,806	18,092
法人税等の支払額	58	265
営業活動によるキャッシュ・フロー	218,504	1,362,083
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	473,000	369,930
有形固定資産の取得による支出	3,105	60,095
その他	4,305	6,174
投資活動によるキャッシュ・フロー	480,411	436,199
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	100,000	-
長期借入れによる収入	1,100,000	-
株式の発行による収入	149,674	7,327,553
新株予約権の行使による株式の発行による収入	23,441	74,697
その他	729	28
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,373,845	7,402,223
現金及び現金同等物に係る換算差額	115,015	55,311
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	789,944	5,659,251
現金及び現金同等物の期首残高	438,607	1,228,551
現金及び現金同等物の期末残高	1,228,551	6,887,802

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 SanBio, Inc.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 39年

機械装置及び運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～5年

ロ 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）で償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ロ 役員賞与引当金

役員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

ロ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
- ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)

(1) 概要

子会社株式の追加取得等において、支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更並びに暫定的な会計処理の確定の取扱い等について改正されました。

(2) 適用予定日

平成29年1月期の期首から適用します。

なお、暫定的な会計処理の確定の取扱いについては、平成29年1月期の期首以後実施される企業結合から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「企業結合に関する会計基準」等の改正による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「前渡金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表を組み替えております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に含めておりました6,233千円は「前渡金」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年1月31日)	当連結会計年度 (平成28年1月31日)
当座貸越極度額の総額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	100,000	100,000
差引額	-	-

(連結損益計算書関係)

1 研究開発費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)
給与手当	134,681千円	227,804千円
賞与引当金繰入額	9,050	19,265
委託研究開発費	324,115	1,118,260

2 その他の販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)
役員報酬	73,949千円	102,250千円
賞与引当金繰入額	257	2,902
支払手数料	8,411	162,116
支払報酬	151,134	90,945
旅費及び交通費	21,671	67,757

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)
工具、器具及び備品	269千円	- 千円
無形固定資産	-	1
計	269	1

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	35,690千円	7,531千円
その他の包括利益合計	35,690千円	7,531千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	38,245,277	1,375,207	-	39,620,484

(注) 普通株式の株式数の増加1,375,207株は、第三者割当による増加500,666株、新株予約権の行使による増加874,541株であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	599
	自己株式オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	220
合計		-	-	-	-	-	819

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	39,620,484	5,001,257	-	44,621,741

(注) 普通株式の株式数の増加5,001,257株は、平成27年 4月 7日付の公募増資による増加4,000,000株、新株予約権の行使による増加1,001,257株であります。

2. 自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	-	16	-	16

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加16株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	535
	自己株式オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	183
合計		-	-	-	-	-	718

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)
現金及び預金勘定	1,228,551千円	7,733,892千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	846,090
現金及び現金同等物	1,228,551	6,887,802

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は、定期預金等で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

外貨建ての現金及び預金、長期預金、金銭債務である未払金及び未払費用は、為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権債務に係る為替変動リスクについて、為替相場の状況を継続的に把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成27年1月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,228,551	1,228,551	-
(2) 長期預金	473,000	473,024	24
資産計	1,701,551	1,701,575	24
(1) 短期借入金	100,000	100,000	-
(2) 未払金	25,754	25,754	-
(3) 未払費用	59,680	59,680	-
(4) 長期借入金	1,100,000	1,100,471	471
負債計	1,285,434	1,285,905	471

当連結会計年度（平成28年1月31日）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	7,733,892	7,733,892	-
資産計	7,733,892	7,733,892	-
(1) 短期借入金	100,000	100,000	-
(2) 未払金	263,606	263,606	-
(3) 長期借入金（ ）	1,100,000	1,104,874	4,874
負債計	1,463,606	1,468,481	4,874

（ ）1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)短期借入金、(2)未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成27年1月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 現金及び預金	1,228,551	-	-	-
(2) 長期預金	-	473,000	-	-
合計	1,228,551	473,000	-	-

当連結会計年度（平成28年1月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 現金及び預金	7,733,892	-	-	-
合計	7,733,892	-	-	-

3. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(平成27年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	800,000	-	-	-	300,000
合計	100,000	800,000	-	-	-	300,000

当連結会計年度(平成28年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
長期借入金()	800,000	-	-	-	-	300,000
合計	900,000	-	-	-	-	300,000

() 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

当社グループは有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

当社グループは有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

当社グループはデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

当社グループはデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

前連結会計年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

当社はストックオプション付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たり
 の本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

当連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	子会社従業員6名	当社監査役1名 子会社取締役1名 子会社従業員10名	子会社取締役1名 子会社従業員12名
株式の種類別の ストック・オプション の数(注)	普通株式 571,500株	普通株式 739,000株	普通株式 197,000株
付与日	平成26年1月2日	平成26年1月2日	平成26年1月2日
権利確定条件	「第4 提出会社の状 況 1. 株式等の状 況(2) 新株予約権等 の状況」に記載のと おりであります。	「第4 提出会社の状 況 1. 株式等の状 況(2) 新株予約権等 の状況」に記載のと おりであります。	「第4 提出会社の状 況 1. 株式等の状 況(2) 新株予約権等 の状況」に記載のと おりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成26年1月2日 至 平成29年2月20日	自 平成26年1月2日 至 平成33年12月9日	自 平成26年1月2日 至 平成34年12月12日

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役1名 当社監査役3名 当社従業員1名 子会社取締役1名 子会社従業員9名	当社従業員1名 子会社従業員5名
株式の種類別の ストック・オプション の数(注)	普通株式 545,250株	普通株式 223,000株
付与日	平成26年4月30日	平成26年12月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状 況 1. 株式等の状 況(2) 新株予約権等 の状況」に記載のと おりであります。	「第4 提出会社の状 況 1. 株式等の状 況(2) 新株予約権等 の状況」に記載のと おりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成26年4月30日 至 平成36年1月1日	自 平成26年12月15日 至 平成36年12月10日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	70,886
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	33,586
未確定残	-	-	37,300
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	3,000	480,207	113,364
権利確定	-	-	33,586
権利行使	3,000	139,750	7,821
失効	-	-	-
未行使残	-	340,457	139,129

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	336,147	223,000
付与	-	-
失効	16,000	-
権利確定	84,813	78,040
未確定残	235,334	144,960
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	209,103	-
権利確定	84,813	78,040
権利行使	58,520	20,000
失効	-	-
未行使残	235,396	58,040

単価情報

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	22	39	80
行使時平均株価 (円)	1,773	1,650	1,488
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	300	300
行使時平均株価 (円)	1,718	1,025
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
 当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。
 また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、修正純資産法によっております。
4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法
 基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
 当連結会計年度末における本源的価値の合計額は0円であります。
 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計は0円であります。
6. 自社株式オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
 該当事項はありません。

7. 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 自社株式オプションの内容

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	社外協力者9名	社外協力者12名	社外協力者6名
株式の種類別の自社株 式オプションの数 (注)	普通株式 361,666株	普通株式 569,000株	普通株式 365,000株
付与日	平成26年1月2日	平成26年1月2日	平成26年1月2日
権利確定条件	「第4 提出会社の状 況 1. 株式等の状 況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のと おりであります。	「第4 提出会社の状 況 1. 株式等の状 況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のと おりであります。	「第4 提出会社の状 況 1. 株式等の状 況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のと おりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成26年1月2日 至 平成29年2月20日	自 平成26年1月2日 至 平成33年12月9日	自 平成26年1月2日 至 平成34年12月12日

	第5回 新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	社外協力者2名
株式の種類別の自社株 式オプションの数 (注)	普通株式 200,000株
付与日	平成26年4月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状 況 1. 株式等の状 況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のと おりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 平成26年4月30日 至 平成36年1月1日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年1月期）において存在した自社株式オプションを対象とし、自社株式オプションの数については株式数に換算して記載しております。

自社株式オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	80,834
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	53,750
未確定残	-	-	27,084
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	114,500	566,000	284,166
権利確定	-	-	53,750
権利行使	114,500	426,000	198,333
失効	-	-	-
未行使残	-	140,000	139,583

	第5回 新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	91,667
付与	-
失効	-
権利確定	58,334
未確定残	33,333
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	108,333
権利確定	58,334
権利行使	33,333
失効	-
未行使残	133,334

単価情報

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利行使価格 (円)	22	39	80
行使時平均株価 (円)	1,695	1,487	1,619
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第5回 新株予約権
権利行使価格 (円)	300
行使時平均株価 (円)	1,905
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年1月31日)	当連結会計年度 (平成28年1月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	1,700,288千円	1,946,828千円
繰越税額控除	387,188	499,011
開業費	382,161	361,694
減価償却超過額	16,784	19,161
その他	9,367	17,587
繰延税金資産小計	2,495,790	2,844,281
評価性引当額	2,495,790	2,844,281
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
税務上の収益認識差額	542,767	369,862
繰延税金負債合計	542,767	369,862

(注) 当連結会計年度における繰延税金負債は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年1月31日)	当連結会計年度 (平成28年1月31日)
流動負債 - 繰延税金負債	180,922千円	184,931千円
固定負債 - 繰延税金負債	361,845	184,931

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年1月31日)	当連結会計年度 (平成28年1月31日)
法定実効税率	22.9%	33.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.5
海外子会社税率差異	2.3	0.1
海外子会社為替換算差額	14.3	4.2
評価性引当額の増減	16.5	9.6
税率変更による期末繰延税金資産の修正	-	5.4
その他	0.9	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.1	15.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

上場に行われていた公募増資の結果、当連結会計年度において資本金が増加したことに伴い、中小企業等の法人税率の特例が適用されないことになりました。

また、「所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は平成28年2月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の20.9%から31.1%に、平成29年2月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の20.9%から30.5%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は平成29年2月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の30.5%から29.4%に、平成30年2月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の30.5%から29.4%に、平成31年2月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の30.5%から29.2%となります。

なお、変更後の法定実効税率を当連結会計年度末に適用した場合の影響は軽微であります。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度末（自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度末（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

当社グループは、他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりま
 す。

当連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

当社グループは、他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりま
 す。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品及びサービスの区分の外部顧客への事業収益が連結損益計算書の事業収益の90%を超えてい
 るため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 事業収益

本邦の外部顧客への事業収益が連結損益計算書の事業収益の90%を超えるため、記載を省略しており
 ます。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	米国	合計
6,116	12,162	18,279

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	事業収益	関連するセグメント名
大日本住友製薬株式会社	3,229,211	他家幹細胞を用いた再生細胞事業

当連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品及びサービスの区分の外部顧客への事業収益が連結損益計算書の事業収益の90%を超えてい
 るため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 事業収益

本邦の外部顧客への事業収益が連結損益計算書の事業収益の90%を超えるため、記載を省略しており
 ます。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	米国	合計
4,848	63,126	67,974

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	事業収益	関連するセグメント名
大日本住友製薬株式会社	1,174,644	他家幹細胞を用いた再生細胞事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注2)	科目	期末残高 (千円) (注2)
役員及び 主要株主	森 敬太	当社代表取 締役社長	被所有 直接 15.6%	経費の立替 (注1)	経費の立替 (注1)	13,435	未払金	884

(注1) 経費の立替は、実際発生額を精算したものであります。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

当連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注2)	科目	期末残高 (千円) (注2)
役員及び 主要株主	森 敬太	当社代表取 締役社長	被所有 直接 13.44%	経費の立替 (注1)	経費の立替 (注1)	12,087	未払金	925

(注1) 経費の立替は、実際発生額を精算したものであります。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)
1 株当たり純資産額	2円22銭	142円66銭
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり 当期純損失金額()	44円31銭	22円67銭

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は期中を通じて非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額() (千円)	1,736,265	988,397
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額又は普通株式 に係る当期純損失金額()(千円)	1,736,265	988,397
期中平均株式数(株)	39,183,075	43,598,673
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含め なかった潜在株式の概要	新株予約権 5 種類 (新株予約権の数2,689,709個) この概要は、「第 4 提出会社 の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。	該当事項はありません。

(重要な後発事象)

コミットメントライン契約の締結

当社は、資金調達の機動性・安定性を確保するため、平成28年3月31日付で株式会社みずほ銀行との間でコミットメントライン契約を締結しました。

契約概要

- | | |
|--------------|---|
| 1. 設定した資金調達枠 | 1,000,000千円 |
| 2. 契約締結日 | 平成28年3月31日 |
| 3. コミットメント期間 | 平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年間) |
| 4. 弁済方法 | 平成33年6月末日以降3ヶ月毎の各月末日に、平成33年3月末日時点の借入残高の16分の1ずつ弁済する。 |
| 5. 資金使途 | 外傷性脳損傷に関する日本国内における再生細胞薬SB623の研究開発 |
| 6. 財務制限条項 | 平成32年1月決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期間について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常利益が2期連続して損失とならないようにすること。 |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	100,000	1.130	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	800,000	1.975	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,100,000	300,000	0.400	平成33年7月10日
その他の有利子負債	-	-	-	-
合計	1,200,000	1,200,000	-	-

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
事業収益(千円)	284,698	411,253	1,099,484	1,174,644
税金等調整前四半期(当期)純損失金額()(千円)	154,509	532,016	608,858	1,172,403
四半期(当期)純損失金額()(千円)	109,075	440,002	470,802	988,397
1株当たり四半期(当期)純損失金額()(円)	2.67	10.32	10.88	22.67

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額()(円)	2.67	7.45	0.69	11.87

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年1月31日)	当事業年度 (平成28年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	904,265	7,130,491
前渡金	2,160	56,282
前払費用	3,959	6,200
仕掛品	-	1,264
その他	15,259	15,238
流動資産合計	915,645	7,209,477
固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具	6,116	4,848
有形固定資産合計	6,116	4,848
投資その他の資産		
関係会社株式	297,091	297,091
長期預金	473,000	-
関係会社長期貸付金	-	604,350
その他	4,539	10,117
投資その他の資産合計	774,630	911,558
固定資産合計	780,747	916,406
資産合計	1,696,392	8,125,883
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2100,000	2100,000
1年内返済予定の長期借入金	-	800,000
未払金	13,207	20,582
未払費用	16,220	-
未払法人税等	289	17,193
賞与引当金	196	3,138
前受金	-	11,966
預り金	3,605	5,360
流動負債合計	123,519	958,240
固定負債		
長期借入金	1,100,000	300,000
関係会社長期借入金	573,000	-
固定負債合計	1,673,000	300,000
負債合計	1,796,519	1,258,240
純資産の部		
株主資本		
資本金	89,573	3,806,973
資本剰余金		
資本準備金	87,073	3,804,473
資本剰余金合計	87,073	3,804,473
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	277,594	744,493
利益剰余金合計	277,594	744,493
自己株式	-	28
株主資本合計	100,946	6,866,924
新株予約権	819	718
純資産合計	100,126	6,867,642
負債純資産合計	1,696,392	8,125,883

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)	当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
事業費用		
研究開発費	-	1 31,661
その他の販売費及び一般管理費	2 221,386	2 402,268
事業費用合計	221,386	433,929
営業損失()	221,386	433,929
営業外収益		
業務受託料	3 4,235	3 3,900
受取利息	42	3 11,887
為替差益	-	23,451
その他	14	77
営業外収益合計	4,292	39,316
営業外費用		
支払利息	3 9,468	3 20,298
株式交付費	-	32,446
上場関連費用	-	18,356
その他	164	-
営業外費用合計	9,633	71,100
経常損失()	226,727	465,713
税引前当期純損失()	226,727	465,713
法人税、住民税及び事業税	284	1,185
法人税等合計	284	1,185
当期純損失()	227,011	466,899

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	2,500	-	-	50,582	50,582	48,082	-	48,082
当期変動額								
新株の発行	87,073	87,073	87,073			174,147		174,147
当期純損失 ()				227,011	227,011	227,011		227,011
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）							819	819
当期変動額合計	87,073	87,073	87,073	227,011	227,011	52,863	819	52,043
当期末残高	89,573	87,073	87,073	277,594	277,594	100,946	819	100,126

当事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	89,573	87,073	87,073	277,594	277,594	-	100,946	819	100,126
当期変動額									
新株の発行	3,717,399	3,717,399	3,717,399				7,434,798		7,434,798
当期純損失 ()				466,899	466,899		466,899		466,899
自己株式の取得						28	28		28
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								101	101
当期変動額合計	3,717,399	3,717,399	3,717,399	466,899	466,899	28	6,967,870	101	6,967,769
当期末残高	3,806,973	3,804,473	3,804,473	744,493	744,493	28	6,866,924	718	6,867,642

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は、次のとおりであります。

車両運搬具 6年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成27年1月31日)	当事業年度 (平成28年1月31日)
短期金銭債権	1,268千円	11,146千円
短期金銭債務	1,512	-

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年1月31日)	当事業年度 (平成28年1月31日)
当座貸越極度額の総額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	100,000	100,000
差引額	-	-

(損益計算書関係)

1 研究開発費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)	当事業年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)
支払手数料	- 千円	6,553千円
支払報酬	-	13,782
給与手当	-	6,283
賞与	-	4,000

2 一般管理費に属する費用の割合は前事業年度100%、当事業年度100%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)	当事業年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)
役員報酬	73,949千円	102,250千円
旅費及び交通費	21,452	67,010
支払報酬	59,750	90,945

3 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)	当事業年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)
営業取引以外の取引による取引高		
業務受託料	4,235千円	3,900千円
受取利息	-	11,165
支払利息	4,058	2,171

(有価証券関係)

前事業年度(平成27年1月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は297,091千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成28年1月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は297,091千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年1月31日)	当事業年度 (平成28年1月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	42千円	958千円
減価償却超過額	978	3,935
資産除去債務	17	128
為替差損益	-	4,075
未払事業税	-	4,879
繰越欠損金	50,322	197,181
繰延税金資産小計	51,360	211,159
評価性引当額	51,360	211,159
繰延税金資産合計	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年1月31日)	当事業年度 (平成28年1月31日)
法定実効税率	22.9%	33.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8	1.0
評価性引当額の増減	19.7	20.8
税率変更による期末繰延税金資産の修正	-	13.5
その他	1.5	1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1	0.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

上場に行われていた公募増資の結果、当事業年度において資本金が増加したことに伴い、中小企業者等の法人税率の特例が適用されないことになりました。

また、「所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることになりました。

これらに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は平成28年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の20.9%から31.1%に、平成29年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の20.9%から30.5%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は平成29年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の30.5%から29.4%に、平成30年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の30.5%から29.4%に、平成31年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の30.5%から29.2%となります。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合の影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却 累計額
有形固定資産	車両運搬具	6,116	-	-	1,268	4,848	2,748
	計	6,116	-	-	1,268	4,848	2,748

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	196	3,138	196	3,138

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3カ月以内
基準日	毎年1月31日
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日、毎年7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.sanbio.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
平成27年3月5日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成27年3月20日、平成27年3月23日及び平成27年3月30日関東財務局長に提出。
平成27年3月5日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第2期）（自平成26年2月1日至平成27年1月31日）平成27年4月30日関東財務局長に提出
- (4) 内部統制報告書及びその添付書類
平成27年4月30日関東財務局長に提出
- (5) 四半期報告書及び確認書
（第3期第1四半期）（自平成27年2月1日至平成27年4月30日）平成27年6月12日関東財務局長に提出
（第3期第2四半期）（自平成27年5月1日至平成27年7月31日）平成27年9月14日関東財務局長に提出
（第3期第3四半期）（自平成27年8月1日至平成27年10月31日）平成27年12月14日関東財務局長に提出
- (6) 臨時報告書
平成27年4月30日及び平成28年4月28日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。
平成28年4月28日関東財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 4月28日

サンバイオ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサンバイオ株式会社の平成27年2月1日から平成28年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンバイオ株式会社及び連結子会社の平成28年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 4月28日

サンバイオ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 博久	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐野 明宏	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサンバイオ株式会社の平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンバイオ株式会社の平成28年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。